

## 災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定

世田谷区と日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合、日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合、日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合（以下「組合」という。）とは、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と安全と生活を確保するため、施設復旧等応急措置に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結します。

### （総則）

第1条 世田谷区は、災害が区内に発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、地域的対応を迅速に処理するため、区内の造園業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

### （協力）

第2条 組合は、世田谷区内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、区民の生命の安全と生活の維持のために協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して積極的に協力いたします。

### （要請手続）

第3条 組合に対する区長の要請手続きは、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、世田谷区の災害時施設復旧等を担当する部長が行います。

ただし状況によって世田谷区各部の部長から組合に対し協力要請するものとします。

2 要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、器材等について指示するものとします。

### （活動業務）

第4条 区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮に従い応急作業活動を実施します。

2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急作業活動を実施するものとします。この場合において、組合員は、作業活動終了後、組合の長（以下「組合長」という。）を経由して、活動状況概要を区長に報告するものとします。

3 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は直ちに区長にその概要を報告するものとします。

### （経費負担）

第5条 組合は、作業活動終了後、世田谷区に対し作業に要した資機材等の代金その他の所要経費を請求します。

2 世田谷区は、組合長より請求された資機材等の代金その他の所要経費を速やかに支払

うものとしします。

(供与)

第6条 区長は、組合の同意のもとに、組合員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時応急措置協力員」の看板を組合員に供与します。

(公務災害補償)

第7条 第4条の規定により出動した組合員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定により、世田谷区が補償するものとしします。

(連絡)

第8条 組合長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、機材等の状況及び連絡体制について毎年3月と9月に区長へ連絡するものとしします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して、必要な事項及び協定に規定する以外の手続きについては、その都度世田谷と組合との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和55年7月1日より効力を有するものとしします。

この協力協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ協定書各1通を保有するものとしします。

昭和55年6月30日

世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区豪徳寺1丁目49番2号

日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合

代表者 組合長

世田谷区野沢2丁目32番14号

日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合

代表者 組合長

世田谷区等々力8丁目3番16号

日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合

代表者 組合長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会

代表者 会長

〔資料協定第 54〕

災害時における応急対策業務に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人世田谷造園協力会(以下「乙」という。)は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な業務(以下「応急対策業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に、応急対策業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 災害時における倒木等障害物除去作業に関すること。
- (2) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務に関すること。

(要請手続)

第3条 前条の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な被害が発生したことを知ったときは、自主的にあらかじめ指定された世田谷区内の拠点に参集するものとする。

(緊急対応)

第4条 災害の状況により、緊急を要すると判断される場合の対応は、別に定めるものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が応急対策活動に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を精査確認し請求に基づき予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(名簿等の報告)

第7条 乙は、甲に対し、年1回会員名簿及び機材の台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成16年10月15日から平成17年3月31日までと

する。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

第10条 「世田谷造園協力会」から「一般社団法人世田谷造園協力会」に変更したことに伴い、平成28年4月1日に協定を再締結する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

瀬田五丁目4番3号

乙 一般社団法人世田谷造園協力会

代表者 理事長

## 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定

世田谷区と世田谷建設協同組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害・地震・その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結します。

### （総則）

第1条 世田谷区は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、区内建設業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

### （協力）

第2条 組合は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して、積極的に協力いたします。

### （要請手続）

第3条 組合に対する区長の要請手続きは、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、世田谷区の災害時障害物除去等を担当する部長が行います。

ただし、状況により世田谷区各部の部長から組合に対し協力要請するものとします。

2 要請に当たっては、その災害現場の状況により必要な人員・器材等について要請するものとします。

### （活動業務）

第4条 区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮に従い応急作業活動を実施します。

2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急作業活動を実施するものとします。この場合において、組合員は、作業活動終了後組合の長（以下「組合長」という。）を経由して、活動状況概要を区長に報告するものとします。

3 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は、初動後直ちに区長に応急作業活動の概要を報告するものとします。

### （経費負担）

第5条 組合長は、作業活動終了後世田谷区に対し、作業に要した資器材等の代金その他の所要経費を請求します。

2 世田谷区は、組合長より請求された資器材等の代金その他の所要経費を速やかに支払うものとします。

### （供与）

第6条 区長は、組合の同意のもとに組合員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷

区災害応急措置協力員」の看板を供与します。

(公務災害補償)

第7条 区長の要請により出動した組合員に人身事故が発生し、その組合員に「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がされない場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に準じて、世田谷区が補償するものとします。

(連絡)

第8条 組合長は、区長の要請により災害時に対応できる人員・器材等の状況及び連絡体制について毎年3月と9月に区長へ連絡するものとします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項および協定以外の手続きについてはその都度世田谷区と組合との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和54年11月6日より効力を有します。

この協力協定成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

昭和54年11月5日

世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区下馬5丁目13番13号 世田谷建設会館

世田谷建設協同組合

代表者 理事長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会

代表者 会長

## 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定

世田谷区と東京都自動車整備振興会世田谷支部（以下「世田谷支部」という）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害・地震、その他の災害（以下「災害」という）が世田谷区内に発生した場合、または発生するおそれのある場合に、区民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結します。

### （総則）

第1条 世田谷区は、災害が区内に発生した場合、または発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、災害時の道路啓開についての区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、区内自動車整備業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

### （協力）

第2条 世田谷支部は、区内に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という）の要請に対して、積極的に協力します。

### （要請手続）

第3条 世田谷支部に対する区長の要請手続は、世田谷区の災害時道路啓開を担当する部長から世田谷支部支部長（以下「支部長」という）に要請するものとします。ただし、状況により、世田谷区の他の部長が要請するものとします。

2 要請にあたっては、その災害現場の状況により、必要な人員、器材等について要請するものとします。

### （応急活動）

第4条 区長の要請により指定場所に到着した世田谷支部会員（以下「会員」という）は、区職員の指示に従い、放置自転車の除去や緊急車両の整備等の応急活動を実施します。

2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い、応急活動を実施するものとします。この場合において、会員は、応急活動終了後、支部長を経由して、応急活動の概要を区長に報告するものとします。

3 支部長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急活動を実施した場合は、初動後、直ちに応急活動の概要を区長に報告するものとします。

### （経費負担）

第5条 支部長は、応急活動終了後、世田谷区に対し、応急活動に要した費用を請求します。

2 世田谷区は、支部長より請求された所要経費を速やかに支払うものとします。

### （供与）

第6条 区長は、世田谷支部の同意のもとに、店頭等に掲示するための「世田谷区災害時応急措置協力員」の看板を供与します。

### （公務災害補償）

第7条 区長の要請により出動した会員に事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定により、世田谷区が保障するものとします。

（連絡）

第8条 支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、器材等の状況および連絡体制について、毎年1回、定期的に区長に連絡するものとします。

（協議）

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項および協定以外の手続きについては、そのつど、世田谷区と世田谷支部が協議して定めます。

（附則）

第10条 この協力協定は、平成3年8月28日から効力を有します。

2 この協力協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成3年8月27日

世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区桜丘5丁目51番3号

（社）東京都自動車整備振興会世田谷支部

代表者 支部長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会

代表者 会長

## 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

世田谷区と社団法人東京都トラック協会世田谷支部（以下「世田谷支部」という。）とは、大規模な風水害・地震その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合の応急対策及び予防上に必要な緊急輸送業務に関し、次のとおり協力協定を締結します。

### （総則）

第 1 条 世田谷区は、区民の生命と財産を守り、区民の生活を保障することを基本的な施策とし、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合において世田谷区独自の計画に基づき、災害対策に必要な人員及び物資の輸送態勢を確保するとともに協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努めます。

### （協力）

第 2 条 世田谷支部は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷支部の部員（以下「支部員」という。）保有の貨物自動車をもって、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して積極的に協力をいたします。

### （協力要請）

第 3 条 世田谷支部に対する区長の要請は世田谷支部の長（以下「支部長」という。）に対して行うこととし、その要請手続は、総務部長が担当します。

2 前項の要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、車両、日時、場所等を指定して要請するものとします。

3 世田谷支部は、第 1 項の規定により区長から要請を受けた場合は、特別の事由がない限り、支部員をして配車に努めさせることとします。

### （活動業務）

第 4 条 世田谷支部は、区長の要請により指定場所に到着した支部員について区職員の指示に従い、輸送業務に従事させるよう努めます。

2 配車した車両が故障その他の理由により運行を継続できなくなったときは、世田谷支部は速やかにその輸送業務が継続できるよう努めます。

### （経費の支払）

第 5 条 輸送に要した費用の請求は、世田谷支部が輸送業務終了後世田谷区に対し、一括して行います。

2 世田谷区は世田谷支部から請求された輸送に要した費用を速やかに支払うものとします。

### （看板の供与）

第 6 条 世田谷区は、世田谷支部に対し支部員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時緊急輸送協力員」の看板を供与します。

### （公務災害補償）

第7条 区長の要請により出動した支部員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定により、世田谷区が補償するものとします。

(連絡)

第8条 支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、車両台数及び連絡体制について毎年3月と9月に区長へ連絡するものとします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続きについては、その都度世田谷区と世田谷支部との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和55年2月9日より効力を有します。

この協力協定成立を証明するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

昭和55年2月8日

世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区上馬5丁目40番12号

社団法人 東京都トラック協会世田谷支部

代表者 世田谷支部長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会

代表者 会長

※ 第3条 組織改正により、災害時の緊急輸送担当所管となる経理課が、総務部から財務部に変更となったため、「総務部長」は「財務部長」に変更

## 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。 )と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部 (以下「乙」という。 )は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。 )における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務 (以下「輸送業務」という。 )に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、輸送業務に従事するものとする。

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び輸送物資
- (4) 参集場所及び輸送場所
- (5) その他必要事項

2 乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な災害が発生したことを知ったときは、乙の組合員をあらかじめ指定された世田谷区内の輸送拠点に参集させるものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例 (昭和41年7月世田谷区条例第24号) の規定によりその損害を補償するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第6条 乙は、甲に対し、毎年1回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成16年10月7日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年10月7日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

新宿区内藤町1丁目9番

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部

代表者 支部長

## 災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とインペリアル航空株式会社（以下「乙」という。）は、ヘリコプターの優先使用に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が災害対策を行う場合の乙のヘリコプターの優先使用に関して必要な事項を定める。

（優先使用の内容）

第2条 甲は、次の目的のために、乙のヘリコプターを優先使用する。

- （1）上空からの情報の収集
- （2）甲の職員その他人員の移動
- （3）物資等の搬送
- （4）その他災害時において、地上での交通障害等に伴い必要と認められる目的

（飛行要請手続等）

第3条 甲は、地震、洪水等による災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合で、前条各号に定める目的のためにヘリコプターの飛行の必要があると認めたときは、有線電話等により乙に対しヘリコプターの飛行を要請する。

2 前項の飛行要請があったときは、乙は直ちにヘリコプターを飛行させる。この場合において、乙は、要請の内容に応じ甲の職員をヘリコプターに同乗させるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、東京地方に震度5強以上の地震が発生した場合で、かつ、有線電話等の途絶があると判断される場合は、自主的にヘリコプターを飛行させる。

4 前2項の規定による飛行は、航空法（昭和27年法律第231号）その他航空関係法令等に反しない限り他の飛行に優先して行う。

5 災害発生時にヘリコプターの離発着に使用する飛行場外臨時離着陸場（以下「ヘリポート」という。）は、事前に甲、乙協議の上、指定しておくものとする。

6 乙は前項で定めたヘリポートについて、事前に国土交通省航空局に必要な許認可を受けるための申請等を行う。

（飛行要請の際の連絡事項等）

第4条 甲は、前条第1項の規定によりヘリコプターの飛行を要請する際、次のうちから必要な事項を乙に連絡する。

- （1）ヘリコプターの飛行時間
- （2）ヘリコプターの飛行経路
- （3）収集すべき情報の項目
- （4）甲の職員等を同乗させる場合の着陸希望地及び同乗する職員等の人数
- （5）その他必要と認められる事項

2 乙は、前条第1項及び第2項の規定によりヘリコプターを飛行させた場合で、その目的が第2条第1号に該当するときは、そのヘリコプターを飛行させている間にあつては

随時、飛行が終了したときはその際に、甲の要請に応じて乙が収集した情報等を甲に報告する。

3 乙は、前条第3項の規定によりヘリコプターを飛行させたときは、得られた情報等を口頭その他の方法により甲に報告する。

(飛行経費の負担)

第5条 甲の負担するヘリコプター借上料金は、乙が国土交通省に届け出た料金とする。

ただし、飛行時間が30分未満の場合は1時間単位の半額をもってその料金とし、飛行時間が30分以上の場合には1分刻みで分割りの料金を加算するものとする。

(細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な細目に関しては、甲と乙が協議して別途定める。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成13年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都江東区新木場四丁目東京ヘリポート

乙 インペリアル航空株式会社

代表者 代表取締役

※「インペリアル航空株式会社」は「アカギヘリコプター株式会社」に社名変更

〔資料協定第 60〕

災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とアマチュア無線クラブ三文字クラブ（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における世田谷区及び周辺自治体の災害情報の収集（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の情報収集に対する乙の協力に関して必要な事項を定め、災害情報の早期把握を通して災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し、アマチュア無線通信を活用した情報収集を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において情報収集に従事するものとする。

3 第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（内容）

第3条 災害時、乙は、アマチュア無線機器等を使用し、世田谷区内及び周辺地域等の被災状況等の情報を収集し、可能な範囲において速やかに甲に提供するものとする。

2 乙は、被害状況等の情報を甲に提供した場合、可能な範囲において被害状況等の詳細（被害発生の日時及び場所、被害状況、情報提供者及び受信者の氏名等）を書面等に記録しておくものとする。

（通信統制）

第4条 乙は、第2条第2項の規定による情報収集を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（期間）

第5条 甲の要請による乙の情報収集の期間は、要請した日から7日間とする。ただし、情報収集の期間が7日間を超える場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、第2条の規定による要請に基づき情報収集業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同

様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成18年3月28日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 世田谷区桜上水四丁目1番1号104  
アマチュア無線クラブ三文字クラブ  
代表者 代表

〔資料協定第 61〕

災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定細目

世田谷区（以下「甲」という。）とアマチュア無線クラブ三文字クラブ（以下「乙」という。）が、平成18年3月28日付で取り交わした「災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づく協力方法等について、次のとおり協定細目を定める。

（要請時期）

第1条 甲は、世田谷区内で地震、風水害その他の災害及び災害に準じる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力活動が必要であると判断した場合、協定第2条第1項に基づき乙に対して協力を要請する。

（要請手続）

第2条 協力要請に当たっては、協定第2条第3項に基づき甲より乙の代表者又は事務局に、災害時協力要請書（様式）を送付する。なお、緊急を要する場合は、乙の代表者又は事務局に口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を送付する。

（協力員）

第3条 前条の要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行う乙の会員は「世田谷区アマチュア無線情報収集協力員」（以下「協力員」という。）と称する。

（腕章の貸与・着用）

第4条 甲は、協力員が屋外又は、避難所等で協力活動を行う際の腕章を、乙に対して必要に応じて貸与する。

2 乙は、甲から貸与された腕章を、協力活動の際に協力員に着用させる。

3 乙は、管理簿を作成し、甲から貸与された腕章の管理を行う。甲から求められた場合には管理簿を提出する。

（腕章の返還）

第5条 乙は、次の場合には、貸与された腕章を甲に返還する。

（1）腕章を貸与された協力員が、退会等によりその身分を失った場合

（2）協定の効力が失われた場合

（3）その他前2号に掲げるもののほか、貸与された協力員にその身分にふさわしくない非行があり、甲から腕章の返還を求められた場合

（通信方法）

第6条 協力員は、協力活動を行う際には、あらかじめ定められた周波数及び電波形式により、世田谷区職員無線クラブ（識別信号 J A 1 Z S H）ほか甲が指定するアマチュア無線局と相互に通信を行う。

（周波数及び電波形式）

第7条 協定に基づいた非常通信に使用する周波数及び電波形式については、甲乙協議の上別に定める。

（名簿の提出）

第8条 乙は、毎年度総会終了後、役員・協力員名簿を甲に提出する。名簿の内容に変更

があった場合、乙は、その都度遅滞なく甲に報告する。

(有効期間)

第9条 この協定細目の有効期限は、協定細目締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定細目の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定細目に定めのない事項又はこの協定細目の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定細目の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成19年6月19日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 世田谷区桜上水四丁目1番1号104  
アマチュア無線クラブ三文字クラブ  
代表者 代表

## 災害時における情報提供協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷新聞販売同業組合（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害及び災害に準じる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における災害情報等の収集及び提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲が実施する災害情報等の収集活動及び地域住民への災害情報等の提供に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （要請）

第 2 条 甲は、災害時等において、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。

### （協力内容）

第 4 条 乙の協力内容は、次に掲げるものとする。

- （1）顧客所在地情報及び地域被害状況の提供
- （2）新聞折り込みによる地域住民への災害情報等の提供

### （費用負担）

第 5 条 前条の規定により要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、甲乙協議して算出した金額を甲が予算の定めるところにより負担するものとする。

### （請求及び支払い）

第 6 条 乙は、甲の要請に基づき第 4 条の規定により要した費用を、業務終了後、甲に一括請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

### （有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 2 箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成19年1月15日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区南烏山六丁目7番12号

乙 世田谷新聞販売同業組合

代表者 組合長

## 災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との 相互協力に関する基本協定

世田谷区を甲とし、世田谷ケーブルテレビ協議会に参加するケーブルテレビ事業者（株式会社小田急情報サービス、調布ケーブルテレビジョン株式会社及び株式会社東急ケーブルテレビジョンをいう。）を乙とし、災害時等の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域における甲乙の役割と使命にかんがみ、世田谷区内での地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に区民に迅速かつ正確な情報を伝えるため、災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、災害情報等の放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲が第2条の規定により災害情報の放送を要請したときは、放送の形式、内容等を自主的に決定し、これに協力するものとする。

（放送料）

第5条 前条の放送に係わる放送料は、無料とする。ただし、その放送が長時間にわたる場合は甲乙別途協議するものとする。

（平常時の協力）

第6条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 防災訓練及び防災意識の向上に係る普及啓蒙活動に関すること。
- (2) 災害時におけるケーブルテレビの活用に関する調査研究に関すること。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくものとする。

（ケーブルテレビ事業者間の相互協力）

第8条 株式会社小田急情報サービス、調布ケーブルテレビジョン株式会社及び株式会社東急ケーブルテレビジョンは、相互に協力して第4条の放送の実施に当たるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成12年1月27日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又はこの協定書の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は協定締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

この協定締結の証として協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。ただし、乙については、世田谷ケーブルテレビ協議会幹事社において保有し、他の各社においては写しを所持するものとする。

平成12年1月27日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 東京都世田谷区経堂二丁目1番21号  
株式会社小田急情報サービス  
代表取締役社長

東京都調布市布田一丁目36番8号  
調布ケーブルテレビジョン株式会社  
代表取締役社長

東京都渋谷区南平台町5番6号  
株式会社東急ケーブルテレビジョン  
取締役社長

※「株式会社小田急情報サービス」は「株式会社ジェイコムイースト世田谷局」に変更  
※「調布ケーブルテレビジョン株式会社」は「株式会社ジェイコムイースト調布局」に変更  
※「株式会社東急ケーブルテレビジョン」は、「イツ・コミュニケーションズ株式会社」に変更

※「株式会社ジェイコムイースト世田谷局」は、「株式会社ジェイコム東京 世田谷局」に変更

※「株式会社ジェイコムイースト調布局」は、「株式会社ジェイコム東京 調布局」に変更

## 災害時における支援協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害発生時の支援等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区の区域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が甲に対して災害対策業務に係る支援を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （支援の内容）

第 2 条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる災害対策業務に係る支援を行うものとする。

- （1） 乙が災害支援で使用するヘリコプターによる人員、物資等の搬送
- （2） 乙が所有するバルーンシェルターの提供及び設営

### （要請）

第 3 条 第 1 条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し前条に定める支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （他の地域での大規模災害）

第 4 条 乙は、世田谷区の区域外において大規模災害が発生し、当該災害による被災地支援のためにヘリコプターを使用する場合、甲の指定する臨時ヘリポートを使用できるものとする。

### （有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲乙いずれかからのも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （実施細目）

第 6 条 この協定の実施に関する細目は、別に定める。

### （協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成18年5月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区桜新町二丁目11番5号

乙 特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン

統括責任者

※相手法人は平成18年8月に東京都渋谷区笹塚三丁目2番15号に移転。

## 災害時における被災要介護者等への援助に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認及び避難所での介護保険サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、世田谷区内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することのできた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 報告は、安否確認結果報告書（別記様式）により行うこととし、電子メール及びファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール及びファクシミリの通信手段を確保することができない場合には、最寄の区役所総合支所等へ必要事項を記載した安否確認結果報告書を持参する方法で行うものとする。

3 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

### （避難所での訪問サービスの提供）

第3条 事業者は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」という。）の提供が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、事業者から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供について事業者へ要請する。

3 事業者は、甲からの要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱について、速やかに事業者へ情報提供を行う。

### （費用負担）

第4条 甲の要請により、事業者が実施する避難所での訪問サービスの提供に要した経費（保険給付の対象となるサービスを除く。）については、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と事業者が協議して決定する。

### （従事者の損害補償）

第5条 甲の要請により、事業者の従業員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しく

は疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有する。

平成19年3月23日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷一丁目23番2号

乙 世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）

代表者

## 災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定

世田谷区を甲とし、特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会を乙とし、災害時における応急活動に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時の応急対策において、聴覚障害者に対する支援を行う必要が生じた場合には、乙に対し、手話通訳者の派遣の要請をすることができる。

2 甲は、前項の要請を行う場合には、次に掲げる事項を乙に文書または口頭で伝達するものとする。

(1) 派遣場所

(2) 派遣期間

(3) 派遣人数

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

3 乙は、前2項の定めにより甲から要請を受けた場合には、可能な限り、協力するものとする。

(手話通訳者の派遣)

第3条 乙は、第2条に規定する要請に基づき、乙が運営する世田谷区手話通訳等派遣センターに登録されている手話通訳者を甲が指定する場所に派遣する。

2 手話通訳者の業務は、次のとおりとする。

(1) 聴覚障害者への情報提供

(2) 聴覚障害者の避難生活支援

(3) 甲並びに乙への情報伝達

(情報収集活動)

第4条 乙は、聴覚障害者に関する被災情報等の収集及び手話通訳者若しくは聴覚障害者への情報提供に努力する。

2 甲は、災害時の活動において、聴覚障害者への情報提供方法等に配慮するとともに、前項の規定による乙の活動に協力するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条に規定する要請に基づき、乙が聴覚障害者に対する業務を実施した場合の費用の負担については別に定める。

(損害補償)

第6条 第2条に規定する要請に基づき、派遣された手話通訳者が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第

24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(報告)

第7条 乙は、毎年4月に、活動体制について甲に報告するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

世田谷区宮坂三丁目12番4号

乙 特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会  
代表者 会長

## 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

災害時応急活動等に関し、世田谷区（以下「甲」という。）と社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内に災害が発生した場合において、甲が行う災害応急対策活動（世田谷区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。）等に対する乙の協力及び甲と乙の連携に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、大規模な災害が発生した場合において、必要があると認めたときは、乙に対し、次条の規定により協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対して、災害の状況に応じて災害応急対策活動の内容、日時及び場所を指定して協力を要請するものとする。

3 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は、口頭又は電話で行い、事後、文書を送達するものとする。

（協力の内容）

第 3 条 甲が乙に要請する協力の内容は、ボランティアの募集、受付、登録、受入れ及び調整とする。

2 乙は、前条の規定による要請があったときは、事務所又は必要となる拠点を確保して前項の協力をを行うものとする。

3 乙は、計画に定める甲のボランティア担当部門（災対保健福祉部・ボランティア支援班）と連携し、共同して第 1 項の協力をを行うものとする。

（ボランティア活動の内容）

第 4 条 第 1 項のボランティアが行う活動（以下「ボランティア活動」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害時における救助及び救急活動に関する事項
- (2) 避難者の誘導及び避難所内の避難者への対応に関する事項
- (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に関する事項
- (4) 高齢者や障害者等の生活支援に関する事項
- (5) 被災状況の調査等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（乙の平常時の備え）

第 5 条 乙は、平常時より災害時のボランティア活動について、情報収集を行い、災害の発生時に迅速に対応することができるように、ボランティアの受入れ、派遣、拠点の確保等の体制づくりについてマニュアルを作成し、災害時に備えるものとする。

2 甲は、前項の体制づくりに関し、必要な協力支援を行うものとする。

（他の団体との協力体制）

第 6 条 乙は平常時より、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び区内外のボランティア

団体との協力体制を確立し、ネットワークの構築を図るものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が請求したときは、乙が第3条第1項の協力を行う際に支出した物資及び連絡調整等に関する費用を予算の範囲内において負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、災害対策応急活動の終了後に甲及び乙が協議して決するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づいて行ったボランティア活動に従事した者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(報告)

第9条 乙は、災害対策応急活動に対する協力の終了後、ボランティア活動の内容を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

2 平成16年1月7日に締結した従前の本協定については、前項により解約する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月28日

世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区下馬二丁目20番14号  
乙 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者 理事長

## 災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定

災害時における応急業務に関し、世田谷区を甲とし、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力)

第2条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要がある場合は、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 避難所の警備に関すること。
- (2) アマチュア無線等を利用した災害関連情報の伝達に関すること。
- (3) 被災した子どものための援助活動に関すること。
- (4) 被災住民・帰宅困難者への炊き出し及び救護に関すること。
- (5) 救援物資及び義援物資の仕分け搬送に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から乙に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(負担)

第5条 甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとする。

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成15年7月28日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成15年7月28日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 東京都世田谷区駒沢四丁目24番3号  
日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区  
代表者 協議会長

## 災害時における法律相談に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区法曹会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震等の災害が発生した場合に、区民生活の円滑な復興を図るために甲が実施する法律相談に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲が行う復興活動の一環として実施する法律相談（以下「相談」という。）に係る甲乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （派遣の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談担当弁護士の派遣を要請することができる。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、乙の代表幹事に対して行うものとする。ただし、代表幹事が事故又は不在のときは、あらかじめ代表幹事が指名した者に対して行うものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画に基づき、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し、相談に当たらせるものとする。

### （実施方法）

第4条 相談の実施方法は、平常時において甲が行う法律相談の例によるものとする。ただし、不都合が生じた場合は、甲と乙で協議するものとする。

### （謝礼）

第5条 甲が、相談業務に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時において甲が行う法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

### （支援弁護士）

第6条 乙は、乙所属弁護士以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務の協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請に基づき、相談業務に従事する弁護士に係る相談の実施方法及び謝礼については、前2条の規定を準用する。

### （連絡調整）

第7条 相談に係る連絡調整は、甲は政策経営部広報広聴課長が、乙は代表幹事が行うものとする。

### （協議）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事

項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定が成立したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成13年5月30日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区上祖師谷二丁目21番7号  
乙 世田谷区法曹会  
代表者 代表幹事

## 災害時における理容活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部（以下「乙」という。）とは、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、避難所生活が長期化した場合（避難所開設後概ね 2 週間以上を経過した場合をいう。以下同じ）における利用活動に関して協力体制を確立し、世田谷区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 避難所生活が長期化した場合における乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

(1) 理容の実施

(2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第 3 条 甲は、前条における協力を必要とする場合は、文書で要請するものとする。

（協力）

第 4 条 乙は、前条による協力要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、この協定に基づき、業務を実施するものとする。

（連絡担当者）

第 5 条 甲及び乙は、相互に円滑な連絡を行うことができるように、それぞれ連絡担当者を定めるものとする。

（理容費）

第 6 条 理容費（第 2 条第 1 号に係る役務費をいう。）は、無料とする。

（費用負担）

第 7 条 乙が第 2 条第 2 号の規定により提供した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が予算の定めるところにより負担する。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格を基準として甲乙の協議により定めるものとする。

（協定期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 2 箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様である。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（その他）

第 10 条 平成 19 年 1 月 15 日に甲乙間で締結した災害時における衛生活動に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成22年5月24日

世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

世田谷区松原一丁目38番2号  
乙 東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部  
代表者 支部長

〔資料協定第 71〕

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社東京設備（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 世田谷区内に災害が発生し、被災したし尿収集戸や避難所等において設置された貯留式仮設便所等のし尿の収集等が必要となったときは、甲は、乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、人員、処理方法その他必要な事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請することができる。

（協力）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要となる作業員を付けるものとする。

（業務）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第 5 条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第 7 条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の供給に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときには、当該請求に係る代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第 6 条 乙は、災害が発生した場合に甲に供給することができるし尿収集車両の台数その他必要な事項について甲が把握するため、あらかじめ甲から要請があったときは、当該事項について報告するものとする。

（協定単価）

第 7 条 この協定に基づくし尿収集車両等の供給に係る経費は、甲と乙の協議により別に定

める廃棄物収集運搬料金の単価によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

(協定の有効期間等)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の決定等)

第10条 この協定の各条若しくは解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成14年2月21日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区桜三丁目20番29号

乙 株式会社東京設備

代表者 代表取締役

※ 同内容の協定を下記の相手方とも締結している。締結日は全て平成14年2月21日。

・相手方 世田谷区玉堤一丁目27番21号  
東京清掃株式会社  
代表者 代表取締役

・相手方 世田谷区経堂五丁目27番16号  
環境保全株式会社  
代表者 代表取締役

・相手方 世田谷区砧五丁目1番1号  
日本衛生興業株式会社  
代表者 代表取締役

- 相手方 世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 5 号  
日本環境衛生工業株式会社  
代表者 代表取締役
  
- 相手方 世田谷区船橋七丁目 2 0 番 1 4 号  
株式会社伸和運輸  
代表者 代表取締役
  
- 相手方 世田谷区南烏山五丁目 4 番 1 0 号  
有限会社丸一衛生興業  
代表者 代表取締役

## 災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所及び区所管施設（以下「避難所等」という）の給排水設備応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所等の給排水設備応急復旧活動について、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、協力を求めるときの基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧活動を実施することが困難な場合において、乙に対して応急復旧活動に対する協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等で行い、後日速やかに文書により処理するものとする。

### （業務の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の内容は、避難所等の給排水設備に関する被害状況調査及び排水管の公共ますへの固着状況調査並びに被害箇所の応急復旧措置（以下「業務等」という。）とする。

### （業務等の実施）

第4条 乙は、甲からの協力要請があったときは、乙に属する会員（以下「会員」という。）を出动させ、業務等を実施させるものとする。

### （業務等の完了）

第5条 乙は、会員が実施する業務等が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

### （費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、第4条の規定により実施した業務等に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用について、業務終了後甲の確認を受けて、甲に請求するものとする。

### （災害補償）

第7条 甲は、会員がその実施した業務等において負傷し、又は死亡した場合は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づき取扱うものとする。ただし、その会員が労災保険の適用を受ける部分については、除くものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成21年4月27日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年4月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都港区赤坂六丁目15番14号

乙 東京都管工事工業協同組合

代表者 理事長

## 災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷害虫防除協同組合（以下「乙」という。）は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う消毒等活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給
- （2）被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等
- （3）感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等
- （4）被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供
- （5）消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること

（協力要請）

第3条 甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業を行う場所、作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に対し、他に優先して次のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。

- （1）動力噴霧器搭載の車両1台 作業員2名以上
- （2）作業用車両1～2台 作業員1～6名

（損害補償）

第4条 甲は、第3条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月15日世田谷区条例第24号）の規定に基づき、その障害を保証する。

（賠償）

第5条 乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、または第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和3年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 区長 保坂 展人

世田谷区代沢五丁目7番17号  
乙 世田谷害虫防除協同組合  
代表者 理事長 金子 秀五郎

〔資料協定第 74〕

災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に風水害、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における遺体の取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合における、遺体の迅速かつ円滑な応急的処置に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体安置施設の提供並びに遺体搬送等及び帰宅困難者に対する一時的支援の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (3) 遺体収容所に搬送するための遺体搬送用寝台車及び霊柩車等及び遺体搬送に係る業務の提供
- (4) 帰宅困難者を支援するための場の提供等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第 3 条 前条の要請は、災害時協力要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（協力方法）

第 4 条 乙は、前条による甲の要請があったときは、可能な範囲において甲の指示に従い協力するものとする。

（実施報告）

第 5 条 乙は、第 2 条の規定により同条に掲げる事項の業務を実施したときは、速やかに業務の実績を集計し、災害時要請業務実施報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請した内容に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、予算の定めるところにより負担するものとする。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、積算根拠を示す物品、業務等の提供実績の一覧表等を添付した請求書により、一括して請求するものとする。

2 乙は、遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(金額の決定)

第8条 甲が負担する経費の金額は、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)別表第1の規定に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前第7条に基づき乙からの請求があったときは、内容を審査し適当と認める場合は、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員一覧を、毎年3月31日までに甲に通知するものとする。

(災害情報の提供)

第11条 乙は、協力業務中に得た被災状況等に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。

2 乙は、協力業務中に得た被災状況等に関する情報について、公益上の必要による場合を除き、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成18年12月13日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 第2秋山ビル7階※  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
代表者 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長

※所在地変更 東京都港区西新橋一丁目18番12号COMS虎ノ門6階

〔資料協定第75〕

災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と富士通ネットワークソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における光ケーブル網の障害復旧に関し、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が締結している「光ケーブル網の保守」契約において適用除外としている「光ケーブル100m以上、クロージャー接続2箇所」を上回る規模の光線路障害が発生した際、乙が優先的に復旧作業に当たることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害時に前条の光線路障害が発生した場合において、乙に対し必要な復旧作業を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、障害発生箇所その他必要とする事項を指定することにより行うものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り優先的にこれに協力するものとする。

（経費の支払）

第3条 乙は、障害復旧作業終了後、甲に対し障害復旧に要した費用を一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、予算その他法令に定めるところにより、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成18年4月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都港区高輪二丁目20番29号

乙 富士通ネットワークソリューションズ株式会社

首都圏第一ビジネス統括部

東京営業所長

## 多摩川増水時における避難者の移送に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とANZEN品川株式会社（以下「乙」という。）は、多摩川増水時における避難者の移送に関し、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩川の増水に伴い区長が避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令した場合において、堤外地に位置するため多摩川のはん濫を待たずに被害が生じる恐れのある二子玉川南地区におけるタクシーを使用した避難者の移送について必要な事項を定めることにより、避難を迅速かつ円滑に行い区民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）堤外地 堤防より川側の土地

（2）二子玉川南地区 堤外地に位置する世田谷区玉川一丁目の一部及び玉川三丁目の一部

（3）避難勧告等 区長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示

（4）居住者等 居住者、滞在者その他の者

（対象）

第3条 この協定に基づく移送（以下「移送」という。）をする対象は、次の各号に定める者とする。

（1）避難勧告等が発令された二子玉川南地区の居住者等のうち、自力で避難所に移動することが困難な者

（2）前号に定める者に付き添う者

（3）その他甲が必要と認めた者

（移送の区間）

第4条 移送をする区間は、次の各号に定めるとおりとし、必要に応じて同じ区間を繰り返し移送することとする。

（1）玉川福祉作業所（二子玉川南地区内）から甲が開設する避難所まで

（2）その他甲が指示する区間

（移送の要請）

第5条 乙に対する甲の移送の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして原則として電話により行うこととし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）要請理由

（2）要請する車両の台数

（3）移送対象者の人数

（4）配車場所及び移送区間

（5）その他必要事項

（移送の実施）

第6条 乙は、前条の規定により移送の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で移送を実施するものとする。

2 乙による移送の実施にあたり、甲は、避難者の乗車場所及び下車場所において、避難者の整理誘導を行うものとする。

(安全の確保)

第7条 移送に当たっては安全確保を第一とし、堤外地の道路冠水その他安全確保が困難な状況となる恐れのある場合には、甲は、乙に対して移送の中止を連絡し、堤内に退避させることとする。

2 乙は、安全確保が困難な場合には、前項の規定による甲の連絡を待たずに、乙の判断で移送を中止することができる。なお、中止した場合には速やかに甲へ連絡することとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく移送に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、乗車時において乙が地方運輸局長の認可を受け実施している運賃及び料金とし、運賃料金メーター器の表示額に基づくものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、移送業務終了後、甲に対して経費の請求を行うものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の請求に基づき、請求があった日から30日以内に経費を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知するものとする。

(訓練)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要に応じて訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練に要した経費については、第8条及び第9条を準用する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年4月30日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都品川区東品川三丁目 2 2 番 2 号  
乙 ANZEN品川株式会社  
代表者

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 2 1 年 4 月 3 0 日付で締結している。

・相手方 東京都品川区荏原六丁目 1 2 番 1 2 号  
荏原交通株式会社  
代表者

## 災害時等における協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社世田谷サービス公社（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の区内在住、在学、在勤者等の安全確保等の応急対策並びに世田谷区内に災害その他災害に準じる緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合の情報（以下「災害防災情報等」という。）の提供及びエフエム世田谷における放送に関し、協力して迅速に推進するため、次のとおり基本協定を締結する。

（帰宅困難者支援等）

第1条 乙は、次に掲げる事項について、甲から要請があったときは、真にやむを得ない事情が無い限り、その要請に応じるものとする。

- （1） 乙が指定管理者として管理している施設のうち、甲が別に指定する施設を帰宅困難者支援施設として開設し及び運営すること。
- （2） 乙が指定管理者として管理している施設のうち、甲が別に指定する物資集積所又は物資の仕分けを行うこと。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

（経費の負担）

第2条 前条の規定による乙の協力に要する費用であって、甲が相当と認めるものは、甲が負担するものとする。

（災害等の放送）

第3条 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その判断のもとにエフエム世田谷の通常番組に優先して災害防災情報等を放送する。

（災害防災情報等の提供及び放送の要諦）

第4条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、その状況下で最も適切と思われる手段により、速やかに災害防災情報等を提供し、乙のエフエム世田谷における番組編成権を侵害しない範囲で、災害防災情報等の放送を要請することができる。

（放送の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から提供を受けた災害防災情報等について、エフエム世田谷における放送の形式、内容等をその都度、自主的に決定し、放送する。

（緊急情報機器の貸与等）

第6条 甲は、災害防災情報等の放送を確保するため、緊急情報機器を無償で貸与する。

- 2 緊急情報機器の維持管理に要する費用は、甲の負担とする。

（放送料）

第7条 災害防災情報等のエフエム世田谷における放送に係る放送料は、無償とする。た

だし、災害等が長期にわたる場合は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、実施細目に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれかからも書面による申し出がないときは、この協定は同一内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合、この協定の定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定を成立するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成24年7月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

乙 株式会社世田谷サービス公社

代表者 代表取締役

## 災害時における活動等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が連携して行う避難者等を支援する活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動の開始）

第2条 乙は、災害の発生時において、その判断又は甲の要請により避難者等を支援する活動を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（活動の内容）

第3条 前条の活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）自宅での生活を継続している被災者を支援すること。
- （2）福祉的サポートが必要な高齢者、障害者等を避難所において支援すること。
- （3）災害及び被害の状況等に関する情報を区民等に提供すること。

2 乙は、社会福祉法人世田谷区ボランティア協会と連携して前条の活動を行うものとする。

3 乙は、前条の活動を行うに当たり、地域における人的応援状況を的確に把握しなければならない。

（協力の内容）

第4条 第2条の規定による協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害及び被害の状況等に関する情報を提供すること。
- （2）甲が備蓄する災害支援関連物資又は機材等を提供すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、災害及び被害の状況等に応じ、甲又は乙が必要と認めること。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が請求したときは、第2条の活動を行う際に支出した物資及び連絡調整等に関する費用を予算の範囲内において負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、甲及び乙が協議して決するものとする。

（応急対策等への協力）

第6条 乙は、甲が講じる応急対策及び復興対策に協力するよう努めるものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、平常時において次の活動を行うものとする。

- （1）災害の発生時において避難所に移動することが困難な区民（この項において「避難困難者」という。）を把握すること。
- （2）避難困難者に関する情報を相互に提供すること。
- （3）地域防災計画その他の資料及び防災に資する情報を相互に提供すること。

(4) 地区における減災を目的とした区民支え合い活動を支援すること。

2 乙は、平常時において次の活動を行うものとする。

(1) 避難困難者に対し、自宅での生活を継続する際に必要となる情報を定期的に提供すること。

(2) その職員を甲が実施する防災訓練等に参加させること。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年とする。ただし、有効期間が満了する3箇月前までに、甲又は乙から意思表示のない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を2部作成し、甲、乙それぞれが記入押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年3月28日

世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区成城六丁目3番10号  
乙 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

代表者 会長

〔資料協定第 79〕

災害時における被災者への支援活動に関する協定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「甲」という）及び社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という）が発生した場合において、甲と乙が、相互の機能と使命を理解し、世田谷区地域防災計画（以下「地域防災計画」という）に基づいて取り組む被災者への支援活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（情報の共有）

第 2 条 甲と乙は、相互に連携して次の情報の共有に努める。

- （1）被災者への支援活動が円滑に行われるよう、世田谷区地域防災計画その他の必要な資料及び情報
- （2）災害発生時に区内の避難所に行くことが困難であると思われる区民の情報
- （3）災害発生時の区内の災害及び被害状況等に関する情報
- （4）災害発生時の被災者への支援活動の実施状況等に関する情報

（支援活動の開始）

第 3 条 甲と乙は災害が発生した場合には、この協定に基づく連携を図るとともに、すみやかに被災者への支援活動を開始する。

（災害発生時の被災者への支援活動）

第 4 条 甲と乙が、災害発生時において取り組む被災者への支援活動は次のとおりとする。

- （1）特別な支援が必要な被災者や、避難所に行くことが困難なため自宅での生活を継続している被災者の支援に関すること。
- （2）高齢者、障害者等の福祉的サポートが必要な被災者の避難所又は自宅における避難生活への支援に関すること。
- （3）その他、地域防災計画に定める応急対策計画及び復旧計画に基づく被災者の支援に関すること。

（平常時の協力）

第 5 条 甲と乙が、平常時において取り組む協力は次の通りとする。

- （1）双方の連携と協力体制を強化することを目的とした、地域別の定期的な合同訓練の実施に関すること
- （2）災害時に避難所に行くことが困難な区民の把握及び区への情報提供に関すること。
- （3）災害時に避難所に行くことが困難な区民に対する自宅避難についての情報の定期的な提供に関すること。
- （4）地区の区民支えあい活動をはじめとする区民による自主的な災害対策活動への支援に関すること。

（区との連携）

第 6 条 甲と乙は、災害発生時の世田谷区との相互連携に関して、必要に応じて三者間で

協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから意思表示のない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ決定する。

この協定の証として、本協定書を2部作成し、甲、乙それぞれが記入押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年3月28日

世田谷区成城六丁目3番10号  
甲 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

代表者 会長

世田谷区下馬二丁目20番14号  
乙 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者 理事長

## 災害時における衛星画像の提供に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と日本スペースイメージング株式会社（以下「乙」という。）は、衛星画像の提供に関して次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生したとき又は災害の発生が予想されるとき（以下「災害時」という。）において、甲が被害状況等に係る情報を収集し、災害対策を行うため、乙の撮影した衛星画像の提供を受けることに関して必要な事項を定める。

（提供方法）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ協議して衛星画像の提供方法を定めておくものとする。ただし、甲及び乙の協議により、被害状況等に応じて随時変更することができるものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、衛星画像の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項を指定してその要請をするものとする。

- （1）撮影日
- （2）撮影地域
- （3）衛星画像の解像度
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の要請があったときは、直ちに甲の指定に係る衛星画像を提供するものとする。

3 甲及び乙は、この協定の締結の日以後速やかに、及び毎年4月中に協議して第1項の要請の方法を定めるものとする。

（情報提供）

第4条 乙は、次に掲げる場合は、衛星画像に関する情報を甲に提供するものとする。

- （1）東京都及びその周辺地域で震度5強以上の地震が発生した場合において、乙がそれらの地域を撮影した衛星画像を保有するとき。
- （2）災害時において災害対策に有用な衛星画像を撮影できると乙が判断したとき。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、この協定の締結の日以後速やかに、及び毎年4月中に平常時及び緊急時の連絡担当者を定め、互いに通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、この協定に基づき乙が行った衛星画像の提供に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、衛星画像の提供に要する費用として乙が毎年4月1日に公表する価額を基に算定するものとする。ただし、乙が年度の途中で当該価額を変更したときは、変

更後に（提供を受ける）衛星画像については、変更後の価額を基に算定するものとする。

3 乙は、前項の価額を変更するときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

（細目）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（疑義の決定等）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙は協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成26年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

乙 日本スペースイメージング株式会社

代表者

## 災害時における情報発信等に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、及び甲の行政機能の低下を軽減させるために甲及び乙が協力して実施する取組みについて定めることを目的とする。

### （取組みの内容）

第2条 前条の取組みは、次の各号に掲げるもののうち、甲及び乙が具体的な内容及び方法について協議し、合意に達したのものから実施するものとする。

(1) 乙は、災害発生時において甲の運営するホームページへのアクセスの負荷の軽減を目的として行うため、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙の提供するインターネットサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 乙は、甲の提供する区内の避難所等の防災に関する情報を、平常時においてヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

(3) 乙は、甲の提供する区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

(4) 乙は、甲の提供する災害発生時における区内の被害情報、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入れ情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

(5) 乙は、甲の提供する区内の避難所等において必要な救援物資に関する情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

(6) 乙は、乙の提供するブログサービスにおいて甲の運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載すること等を行い、災害ブログを一般に広く周知すること。

2 甲は、前項の取組みに際して必要となる区内の避難所にいる避難者の名簿を作成するときは、乙の提示する所定のフォーマットを使用するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる取組みその他必要な取組みについて適宜協議を行い、合意したものについて、随時実施するものとする。

### （費用）

第3条 第1条の取組みの実施に要した旅費、通信費その他の経費は、特段の合意がない限り、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

### （情報の周知方法）

第4条 乙は、甲の提供する情報について、甲から特段の留保のない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（乙の提携する者への当該情報の提供、ヤフーサービス以外のインターネットサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。

2 乙は、前項の情報をこの協定の目的以外の目的に利用をしてはならない。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく取組みが円滑に実施されるよう、相互に連絡担当者の氏名及び電話番号を通知するものとし、これらに変更があった場合は、速やかに通知するものとする。

（協定の公表）

第6条 甲及び乙は、この協定を締結したこと及びその内容について公表する場合は、公表の時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年10月10日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役

## 行政告知放送の送信に関する覚書

世田谷区（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイコムイースト（以下「乙」という。）は、甲が行う行政告知放送の音声を乙の機器を利用して送信することに関し、次の条項により覚書を交換する。

### （送信の承諾）

第 1 条 乙は、甲が乙の機器を無償で利用し、防災行政無線により流す行政告知放送の音声を乙が運営する緊急地震速報サービスの加入者（以下「送信先」という。）に送信することを承諾する。

2 前項の規定により行政告知放送の音声を送信する地域は、別紙 1 に示す地域とする。

### （対価）

第 2 条 乙は、甲が行政告知放送の音声を送信したことに対する対価を送信先に求めてはならないものとする。

### （機器の設置）

第 3 条 乙は、甲の防災行政無線の設備に別紙 2 に示す行政告知放送送出装置その他の機器を接続し、設置するものとする。

2 乙は、前項の機器の点検をするために必要があるときは、甲の承諾を得て甲の防災行政無線の設備がある施設に立ち入ることができるものとする。

3 乙は、前項の規定による点検を完了したときは、速やかに点検の結果を甲に報告するものとする。

### （維持管理等）

第 4 条 前条第 1 項の機器の維持管理及び交換は、乙がその負担において行うものとする。

2 前条第 1 項の機器を稼働するために要する電気料金は、甲が負担する。

### （甲の責任）

第 5 条 行政告知放送の内容については、甲が責任を負うものとする。

2 乙は、行政告知放送の内容について送信先から問い合わせ、苦情等があったときは、これを甲に引き継ぐものとする。

### （乙の責任）

第 6 条 甲は、乙の責に帰すことのできない事由により行政告知放送の音声を送信することができなかった場合においては、乙に対して責任を問わないものとする。

2 乙は、第 3 条第 1 項の機器、関連する設備等に不具合が発生したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

### （有効期間）

第 7 条 この覚書の有効期間は、平成 26 年 10 月 23 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の 1 箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、

この覚書は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(解除権の留保)

第8条 甲及び乙は、前条の有効期間の満了日の2箇月前までに、書面で相手方に通知することによりこの覚書を解除することができる。同条ただし書の規定により当該有効期間が延長された場合も同様とする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この覚書を実施するに際して知り得た個人情報、技術情報その他の事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。この覚書が効力を失った後も同様とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 甲及び乙は、相手方の承諾を得ることなくこの覚書により生じる権利を第三者に譲渡し、又は義務を継承させてはならない。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

(窓口)

第12条 この覚書に係る乙の窓口は、株式会社ジェイコムイースト世田谷局とする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し、それぞれ各1通を保有する。

平成26年10月23日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

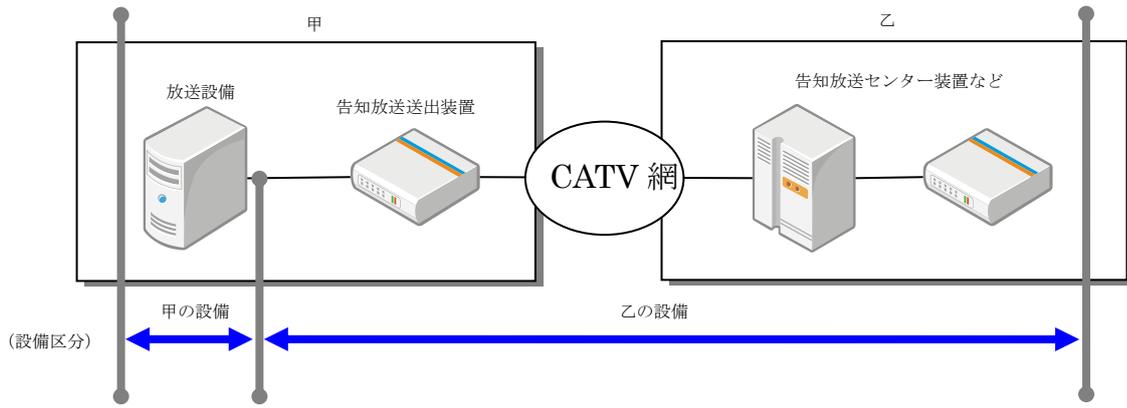
乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館  
株式会社ジェイコムイースト  
代表者 代表取締役社長

※「株式会社ジェイコムイースト」は「株式会社ジェイコム東京 世田谷局」に変更

別紙1 サービス提供エリア

赤堤	1～5丁目
梅丘	1～3丁目
大蔵	1～5丁目
大原	1～2丁目
上祖師谷	1～7丁目
粕谷	1～4丁目
上北沢	1～5丁目
給田	1～5丁目
北烏山	1～9丁目
北沢	1～5丁目
喜多見	1～9丁目
砧	1～8丁目
経堂	1～5丁目
豪徳寺	1～2丁目
桜	1～2丁目
桜丘	1～5丁目
桜上水	1～5丁目
成城	1～9丁目
祖師谷	1～6丁目
代沢	1～5丁目
代田	1～6丁目
千歳台	1～6丁目
八幡山	1～3丁目
羽根木	1～2丁目
船橋	1～7丁目
松原	1～6丁目
南烏山	1～6丁目
宮坂	1～3丁目

別紙2 甲の設備及び乙の設備



## 〔資料協定第 83〕

### ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

世田谷区(以下「甲」という。)及びイツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成12年1月27日に締結した「災害時等における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定」に基づき、災害情報、気象情報等(以下「防災情報」という。)を区民へ提供することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

#### (責務)

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス(テレビ向けプッシュ型生活情報配信サービスを含む。)等を活用し、防災情報を区民へ迅速かつ的確に提供することに努めるものとする。

#### (提供の方法)

第2条 甲は、その運用する電子メール配信サービス「災害・防犯情報メール配信サービス」及びウェブサイト「世田谷区雨量・水位情報」を活用し、防災情報を乙へ提供する。

2 乙はその運営するケーブルテレビ放送及び通信サービスを活用し、前項の規定により提供を受けた防災情報を別紙に示すサービス提供エリアの区民へ提供する。

#### (免責)

第3条 甲は天災その他不可抗力又は防災情報の提供に使用する機器の保守、点検等により、前条第1項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断した場合には責任を問われないものとする。

2 乙は天災その他不可抗力又は防災情報の提供に使用する機器の保守、点検等により、前条第2項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断した場合には責任を問われないものとする。

#### (通知)

第4条 甲は、第2条第1項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断する場合は、直ちに乙に通知するものとする。

2 甲は、配信した防災情報の内容に誤りがあることが判明した場合は、直ちに乙を介し、区民へ正しい防災情報を通知するものとする。

3 乙は、第2条第2項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断する場合は、甲に通知するものとする。

#### (費用の負担)

第5条 第2条の規定による防災情報の提供に要する費用は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとし、相互に請求しないものとする。

#### (有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、平成27年2月10日から同年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の2箇月前までに、甲乙双方から書面による申出がない場合は、同一の条項でその有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解除権の留保)

第7条 甲及び乙は、前条の有効期間の満了日の2箇月前までに書面で相手方に通知することにより本覚書を解除することができる。同条ただし書の規定により当該有効期間が延長された場合も同様とする。

(目的外利用)

第8条 乙は、第2条第1項の規定により提供を受けた防災情報を、区民への提供以外の目的に使用するとき、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本覚書を施行するに際して知り得た個人情報、技術情報、その他の事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。本覚書が効力を失った後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 甲及び乙は、相手方の承諾を得ることなく本覚書により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(疑義の解釈)

第11条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 世田谷区

世田谷区長

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
イツ・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長

## 別紙 サービス提供エリア

宇奈根、奥沢、岡本、下馬、鎌田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、駒沢、弦巻、桜、桜新町、三軒茶屋、三宿、若林、上馬、上野毛、上用賀、新町、深沢、世田谷、瀬田、太子堂、代沢、代田、大原、大蔵、池尻、中町、東玉川、等々力、尾山台、北沢、野沢、野毛、用賀  
(一部サービス提供エリア外あり)

## 震災時の避難所の応急対策業務等に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都世田谷塗装工業会（以下「乙」という。）は、震災時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が震災時において避難所とする区立小学校及び区立中学校の屋根・屋上及び外壁等の機能の確保及び復旧に関する工事（以下「応急対策業務」という。）について、甲が乙に対して協力を要請する事項等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、区内で震度5以上の地震が発生した場合において、甲のみでは前条の区立小学校及び区立中学校（以下「避難所」という。）について応急対策業務を実施することが困難であるときは、必要に応じ、乙に対して当該応急対策業務への協力を要請することができる。

（協力を要請する事項）

第3条 前条の規定により甲が乙に対して協力を要請する事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項にあつては、乙が同条の規定による要請に応じることのできる範囲内のものに限る。

- (1) 避難所の屋根・屋上及び外壁等の被害状況の調査及び報告
- (2) 応急対策業務の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材の提供及び人材の派遣

（要請の方法等）

第4条 第2条の規定による要請は、書面を送付することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情のあるときは、前条の規定による要請は口頭により行うことができる。この場合においては、当該要請を行った後又はやむを得ない事情が止んだ後、速やかに書面を送付するものとする。

3 第2条の規定による要請は、甲の危機管理室災害対策課長又は教育委員会事務局教育環境推進担当部教育施設課長の職にある者が行うものとする。

（実施）

第5条 乙は、甲から第2条の規定による要請があつたときは、乙に属する会員（以下「会員」という。）を避難所に派遣し、第3条各号に定める事項（以下「応急対策業務等」という。）を実施させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、震度6以上の地震が発生したときは、速やかに会員を避難所に派遣し、応急対策業務等を実施させるものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、前条の規定により派遣した会員が応急対策業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 前項による報告は、避難所に最も近い甲の総合支所、出張所又はまちづくりセンターの長に対して行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第7条 第5条の規定による応急対策業務等の実施に要した費用は甲が負担するものとし、その

額は甲と乙が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の請求に基づき前項の費用を支払うものとする。

(名簿の提供等)

第8条 乙は、応急対策業務等の円滑な実施を図るため、年1回、会員の名簿を甲に提供し、及び派遣態勢等を所定の様式により甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の名簿又は派遣態勢等を変更したときは、速やかに変更した事項を甲に報告するものとする。

3 前2項による提供及び報告は、甲の連絡担当者に対して行うものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、応急対策業務等を実施する際に負傷し、又は死亡した会員については、当該会員が労災保険の適用を受ける場合を除き、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき取り扱うものとする。

(連絡担当者)

第10条 応急対策業務等に関する伝達を円滑に行うため、甲は世田谷区教育委員会事務局教育環境推進担当部教育施設課、乙はこの団体内に連絡担当者を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成27年11月9日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の3月前までに甲及び乙から何らの申出がない限り、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(施行細目)

第12条 この協定の施行に必要な事項は、施行細目に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年11月9日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区成城二丁目33番13号

乙 東京都世田谷塗装工業会

代表者 会長

## 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷リサイクル協同組合(以下「乙」という。)は、大規模な風水害・地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務(以下「輸送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、輸送業務に従事するものとする。

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとし、その要請手続は、財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び輸送物資
- (4) 参集場所及び輸送場所
- (5) その他必要事項

(費用負担)

第4条 甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第6条 乙は、甲に対し、毎年1回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成28年1月27日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年1月27日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷四丁目2番15号

乙 世田谷リサイクル協同組合

代表者 理事長

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において甲が災害対策本部を設置したときの乙による地図製品等の供給等について、次の条項により協定を締結する。

（定義）

第 1 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 災害対策本部 災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき甲が設置する市町村災害対策本部をいう。
- (3) 地図製品等 乙が発行する住宅地図帳及び広域地図並びに ZNET TOWN（乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。）をいう。
- (4) ID 等 ZNET TOWN を閲覧するための認証 ID 及びパスワードをいう。

（供給の要請）

第 2 条 甲は、災害対策本部を設置した場合において必要があるときは、別に定める物資供給要請書を乙に提出することにより、地図製品等の供給を要請することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、電話等により乙に地図製品等の供給を要請することができる。この場合においては、後日、速やかに物資供給要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、前 2 項の規定による要請があったときは、別に定める物資供給報告書を甲に提出するとともに可能な範囲内において地図製品等を甲に供給するものとする。

（供給の対価等）

第 3 条 前条の規定による地図製品等の供給の対価は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

- 2 前条の規定による地図製品等の供給に要する搬送等の費用は、乙が負担するものとする。

（無償貸与）

第 4 条 第 2 条に定めるもののほか、甲は、平常時において乙が定める数量の地図製品等及び ID 等の貸与を無償で受けることができる。この場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

- 2 前項の地図製品等及び ID 等を貸与する時期及び方法は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲は、第 1 項の規定により貸与を受けた地図製品等（住宅地図及び広域図に限る。以下この条において同じ。）及び ID 等をその事務所内において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 甲は、乙が地図製品等の改訂版を発行したときは、第 1 項の規定により貸与を受けた地図製品等との交換を求めることができる。
- 5 乙は、必要に応じ、事前に通知して第 3 項の規定による管理の状況を調査することができる。

（災害時の利用方法等）

第 5 条 甲は、災害対策本部を設置している期間内において、第 2 条の規定により供給を受けた地図製品等を災害応急対策又は災害復旧・復興に関する業務のために職員の閲覧に供し、又は複製することができる。

- 2 乙は、前項の規定による閲覧及び複製に条件を付すことができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定による閲覧又は複製を開始したときは、その旨を速やかに乙に通知しな

ればならない。

4 甲は、第1項の規定による閲覧又は複製を終了したときは、当該地図製品等を従前の保管場所において管理しなければならない。

(平常時の利用方法等)

第6条 甲は、平常時において、第4条の規定により貸与を受けた地図製品等を防災に関する業務のために当該業務に従事する職員の閲覧に供し、又は乙の許可を受けて複製することができる。

2 甲は、前項の規定により地図製品等（ZNET TOWNに限る。）を閲覧に供するときは、当該職員に乙のZNET TOWN利用約款を遵守させなければならない。

(情報交換及び連携)

第7条 甲及び乙は、平常時においても防災に関する情報を交換し、連携して防災・減災に寄与する地図を考案することにより、区民の防災力の向上に資するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の3箇月前までに甲及び乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年9月16日

世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

千代田区西神田一丁目1番1号  
乙 株式会社 ゼンリン  
代表者 東京エリア統括部  
統括部長

## 【添付別紙】

### ZNET TOWN 利用約款

#### 第1条 (定 義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

#### 第2条 (本約款の適用)

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

#### 第3条 (本サービスの内容)

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

#### 第4条 (本サービスの中断・中止)

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

#### 第5条 (本データの使用許諾)

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された

部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

#### 第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

#### 第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

#### 第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

#### 第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

## 災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京世田谷電設工業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内で災害が発生した場合に、区立施設、その他必要と認められる施設等の電気設備等の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、災害に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、世田谷区内で災害が発生した場合において、甲のみでは電気設備等の応急対策業務を実施することが困難であるときは、必要に応じ、乙に対して当該応急対策業務の協力を要請することができる。乙は甲からの要請に対して速やかに体制を整えるとともにその体制の報告を行う。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、必要な事項を書面で送付することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合の要請は、口頭により行うことができる。この場合においては、当該要請をした後又はやむを得ない事情が止んだ後、速やかに書面を送付するものとする。

（要請をする事項）

第3条 前条の規定により甲が乙に対して協力の要請をする事項は、次に掲げるものとする。

（1）電気設備等に関する区内被災状況の調査報告

（2）電気設備等に関する応急対策業務

（3）災害復旧、救援活動に関わる電気設備等資機材の提供及び人材の派遣

2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに乙に属する組合員（以下「組合員」という。）の体制を確立し、前項各号に掲げる事項（以下「業務等」という。）を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により人命に関わる等の特に緊急を要する事項と判断したときは、要請を待たずに業務等を実施することができる。

（完了報告）

第4条 乙は、前条の規定により派遣した組合員が業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく書面を提出するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第5条 業務等の実施に要した費用は、第3条第1項第1号に掲げる事項に係る人件費を除いて、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の請求に基づき前項の費用を支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、業務等を実施する際に組合員の従業者が負傷し、又は死亡した場合の当該従業者については、労災保険の適用を受ける場合を除き、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づき取り扱うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成28年11月4日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の3月前までに甲及び乙から何らの申出がない限り、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（施行細目）

第8条 この協定の施行に必要な事項は、実施細目に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月4日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区若林一丁目15番10号  
乙 東京世田谷電設工業協同組合  
代表者 理事長

## 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と東京世田谷電設工業協同組合（以下「乙」という。）とは、平成 28 年 1 月 4 日付けで締結した「災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第 8 条の実施細目を次のとおり定める。

（名簿等の提供等）

第 1 条 乙は、協定による応急対策業務等の円滑な実施を図るため、年 1 回、組合員の名簿及び体制、提供可能な資機材等の情報を甲に提供・報告するものとする。

2 乙は、前項の組合員の名簿及び体制、提供可能な資機材等の情報を変更したときは、速やかに変更した事項を甲に報告するものとする。

3 前 2 項の規定による提供及び報告は、乙が甲の連絡担当者に対して行うものとする。

（協力要請等）

第 2 条 協定第 2 条の規定による協力の連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の連絡責任者 世田谷区施設営繕担当部長

（2）乙の連絡責任者 東京世田谷電設工業協同組合理事長

（3）甲の連絡担当者 世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課  
事業調整・技術担当係長

（4）乙の連絡担当者 東京世田谷電設工業協同組合事務局長

（報告様式）

第 3 条 協定第 2 条第 2 項及び第 4 条の書面に規定する協力の内容の様式は、次のとおりとする。

（1）様式 1 災害時協力体制に関する体制報告書

（2）様式 2 災害時応急対策業務要請書兼報告書

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 28 年 1 月 4 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区若林一丁目 1 5 番 1 0 号

乙 東京世田谷電設工業協同組合

代表者 理事長

## 災害時における小型無人航空機（ドローン）による情報収集に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （調査研究の実施）

第 2 条 甲及び乙は、平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

### （支援活動の実施）

第 3 条 甲の区域内において大規模な風水害・地震その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 3（捜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 小型無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 小型無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供
- (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4) 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

### （連絡窓口）

第 4 条 甲及び乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当等必要事項を定めることとする。

### （経費の負担）

第 5 条 第 3 条各号の定め要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲及び乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初の有効期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成29年12月12日

所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 名称 世田谷区  
代表者 世田谷区長

所在地 東京都調布市国領町三丁目4番41号  
乙 名称 特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン  
代表者 理事長

〔資料協定第 90〕

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかに災害時における被災建築物のアスベスト調査を行い、アスベスト飛散による人への健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定における「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果等の情報をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物、工作物等とする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。

2 甲が前項の規定により要請を行う場合は、協力要請書（別紙様式第 1 号）により行う。ただし、協定要請書による時間的余裕がない場合は、甲は乙に対して口頭で要請した後、できる限り速やかに協力要請書を送付する。

（業務内容）

第 4 条 この協定による、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「本協力業務」という。）は次のとおりとする。

- （1）甲が実施するアスベスト調査への支援
- （2）被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・損傷状況等の調査
- （3）建材中のアスベスト含有の有無の調査

（協力の実施）

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により甲からアスベスト調査の協力要請を受けたときには、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。

2 甲は乙がアスベスト調査を円滑に実施できるよう協力し調査を行う。

(調査結果の報告)

第6条 乙が、第4条第2号及び第3号に基づき調査を実施した場合には、その調査結果を速やかに甲に報告する。

(実施報告)

第7条 乙は、本協力業務を全て終了したとき、甲に対し、速やかに調査結果一覧表(別紙様式第2号)を提出する。

(費用の負担)

第8条 本協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正価格を基準とする実費(人件費、機器費を除く)とし、甲乙協議して定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙から協定を延長しない意思表示を文書をもって通知しない限り、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年8月30日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号  
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会  
代表者 代表理事

## 〔資料協定第 91〕

### 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 6 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 4 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

#### （協力の期間）

第 5 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### （報告）

第 6 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

#### （費用の負担）

第 7 条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川燿男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

乙 一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口勝久

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目1番2号

北区

代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川太一郎

## 〔資料協定第 92〕

### 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 6 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 4 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

#### （協力の期間）

第 5 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### （報告）

第 6 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

#### （費用の負担）

第 7 条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。（守秘義務）

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川燿男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中良

東京都新宿区高田馬場一丁目2番10号  
乙 東京廃棄物事業協同組合  
代表者 理事長 豊城勇一

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川太一郎

## 〔資料協定第 93〕

### 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 6 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 4 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

#### （協力の期間）

第 5 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### （報告）

第 6 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

#### （費用の負担）

第 7 条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川燿男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  
東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号  
乙 株式会社 京葉興業  
代表者 代表取締役 鈴木宏和

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

## 〔資料協定第 94〕

### 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 6 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 4 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

#### （協力の期間）

第 5 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### （報告）

第 6 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

#### （費用の負担）

第 7 条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 太陽油化とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川燿男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  
東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都板橋区三園二丁目1番2号  
乙 株式会社 太陽油化  
代表者 代表取締役 石田太平

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川太一郎

## 〔資料協定第 95〕

### 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがいき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

#### （協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）災害廃棄物の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 7 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 5 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

#### （協力の期間）

第 6 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川 燿 男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤 弥 生

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中 良

東京都新宿区高田馬場一丁目2番10号  
乙 東京廃棄物事業協同組合  
代表者 理事長 豊城 勇 一

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

## 〔資料協定第 96〕

### 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがいき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

#### （協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 7 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 5 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

#### （協力の期間）

第 6 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### （報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協用に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協用の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協用の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協用の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協用にに基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協用にに基づく協用に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協用の有効期間等)

第12条 この協用の有効期間は、この協用の締結の日から1年間とする。ただし、この協用の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協用の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協用を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協用の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協用の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協用に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川燿男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区九段北一丁目6番4号  
乙 一般社団法人 東京環境保全協会  
代表者 会長 田口勝久

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川太郎

## 〔資料協定第 97〕

### 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 2 3 区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 2 3 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2） 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京 2 3 区が共同して設置する「二次仮置場」

#### （協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処理及び処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5） 前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 7 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 5 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 2 3 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都中小建設業協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木 英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原 忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井 直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野 之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川 耀男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山崎 孝明

東京都新宿区新宿二丁目10番7号

乙 一般社団法人 東京都中小建設業協会

代表者 会長 山口 巖

## 〔資料協定第 98〕

### 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2） 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京 23 区が共同して設置する「二次仮置場」

#### （協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処理及び処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5） 前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### （協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 7 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

#### （情報の提供等）

第 5 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  
東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都千代田区内神田一丁目9番13号  
乙 一般社団法人 東京都産業資源循環協会  
代表者 会長 高橋俊美

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川太一郎

## 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人 昭和女子大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第 4 条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）区民等の安全確保のため、乙の指定する大学施設の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）
- （2）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供
- （3）大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）
- （4）区の災害対策組織への施設提供
- （5）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣
- （6）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第 5 条 前条第 1 号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（7日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第 6 条 第 4 条の協力を要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成18年3月22日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

(甲) 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目7番

(乙) 学校法人 昭和女子大学

代表者 理事長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年3月22日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区駒沢一丁目23番1号  
駒澤大学  
代表者 学長

・相手方 東京都世田谷区桜上水三丁目25番40号  
日本大学文理学部  
代表者 文理学部長

・相手方 東京都世田谷区等々力六丁目39番15号  
学校法人 産業能率大学  
代表者 理事長

・相手方 東京都世田谷区砧五丁目2番1号  
日本大学商学部  
代表者 商学部長

・相手方 東京都世田谷区深沢七丁目1番1号  
日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部  
代表者 学長

※ 同内容の協定書を下記の相手方とも平成23年7月19日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区成城六丁目1番20号  
学校法人 成城学園  
代表者 理事長

※ 同内容の協定書を下記の相手方とも平成25年2月5日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区上野毛三丁目15番34号  
学校法人 多摩美術大学  
代表者 学長

## 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人昭和女子大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、区内在学在勤者（以下「区民等」という。）の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

### （協力内容）

第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の二次的施設としての使用に限る。）。
- (2) 物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設を提供すること。
- (3) 区立・小中学校の教育機能の補完として必要な場所及び施設を提供すること。
- (4) 乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材（以下「資機材等」という。）の提供（提供することが可能な資機材等を有していない場合を除く。）
- (5) 甲の災害対策組織へ乙の施設を提供すること。
- (6) その他の協力要請事項

### （協力期間）

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の2週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

### （経費の負担）

第6条 第4条に規定する協力を要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第4号の施設に係る使用料および賃借料は、無償とする。
- (2) 第4条第1号から第6号までの協力をに係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

### （損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和36年法

律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 平成18年3月22日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目 7番57号  
乙 学校法人 昭和女子大学  
代表者 理事長

## 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人国士舘（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第 4 条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が災害状況及び天候等により困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）
- （2）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供
- （3）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）
- （4）甲の施設が使用不可能な場合、区の災害対策組織への施設提供
- （5）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣
- （6）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第 5 条 前条第 1 号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の 2 週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第 6 条 第 4 条に規定する協りに要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

- （1）第 4 条第 1 号から第 6 号の施設に係る使用料及び賃借料は、無償とする。
- （2）第 4 条第 2 号から第 6 号までの協りに係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 平成20年3月26日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年7月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

(甲) 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号

(乙) 学校法人 国士舘

代表者 理事長

〔資料協定第 102〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、区民及び学生・教職員の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民及び学生・教職員の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する協力を乙に要請する場合は、あらかじめ甲乙双方が指定した職員を通じて行うものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第 4 条 前条の規定による協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備の使用（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の 2 次的施設としての使用に限る。）
- (2) 甲との協議、連携により大学周辺の被災地域、避難場所等での学生・教職員のボランティア活動
- (3) その他の協力要請事項

（協力期間）

第 5 条 前条に規定する協力の期間は、原則として災害発生直後の 7 日間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第 6 条 第 4 条の協力を要した経費のうち区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続により、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第 7 条 学生及び教職員が、甲との協力体制のもと、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従

事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年5月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

乙 東京農業大学

代表者 学長 高野克己

## 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス喜多見店（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）区民等の安全確保のため、乙の運営するティップネス喜多見店の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）
- （2）区の災害対策組織への施設提供
- （3）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（7日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第6条 第4条の協力を要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより

死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事し

た者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を保障するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年12月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目25番8号

乙 株式会社ティップネス喜多見店  
代表者 支配人

[資料協定第 104]

災害時における協力体制に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス喜多見店（以下「乙」という。）は、「災害時における協力体制に関する協定書」（以下「協定」という。）第 8 条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

（一時的避難施設の提供及び設備の利用）

第 1 条 協定第 4 条第 1 号に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

- （1）乙は、乙が運営するティップネス喜多見店を避難施設として、次に掲げる施設を指定する。ただし、災害時において、乙の職員等の避難のために施設を使用する場合、もしくは改修又は改築中の建築物及び倒壊の恐れがあり危険であると判断した施設は、利用できないものとする。

- ア 1 階 Aスタジオ
- イ 1 階 Bスタジオ
- ウ 1 階 トレーニングジム

- （2）一時的避難施設として提供する期間中の施設の管理は甲の責任において 行う。

- （3）甲は、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、一時的避難施設としての使用期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け、速やかに引き渡すものとする。

（区の災害対策組織への施設提供）

第 2 条 協定第 4 条第 2 号の規定により提供する施設は、次のとおりとする。

- （1）区の災害対策組織とは、拠点隊（喜多見まちづくりセンター）等とする。
- （2）提供する施設は、原則として第 1 条第 1 号に掲げる施設とする。

（協力要請等）

第 3 条 協定第 2 条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。

- 2 前項の通知は、甲のうち世田谷区危機管理室災害対策課長又は世田谷区砧総合支所地域振興課長の職にあるものが、乙に対して行うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年12月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目25番8号  
乙 株式会社ティップネス喜多見店  
代表者 支配人

## 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人二階堂学園 日本女子体育大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、区内在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、乙に前条の規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

### （協力内容）

第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の二次的施設としての使用に限る。）。
- （2）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設を提供すること。
- （3）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材（以下「資機材等」という。）の提供をすること（提供することが可能な資機材等を有していない場合を除く。）。
- （4）甲の災害対策組織へ乙の施設を提供すること。
- （5）甲から要請のあった被災場所及び避難場所等へ学生・教職員ボランティアを派遣すること。
- （6）周辺住民への飲料水を提供すること。
- （7）その他の協力要請事項

### （協力期間）

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の2週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

### （経費の負担）

第6条 第4条に規定する協力を要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第5号の施設に係る使用料及び賃借料は、無償とする。
- (2) 第4条第2号から第6号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事したものの損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 平成26年3月25日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年6月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号  
乙 学校法人 二階堂学園  
代表者 理事長 小林 敬治

## 洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、学校法人聖ドミニコ学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所施設として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に避難所として利用する施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができるものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対し使用許可延長の申請を行い、その了承を得るものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難

所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年10月6日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成17年10月6日

東京都世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号

(甲) 世 田 谷 区 長

東京都世田谷区岡本一丁目十番一号

(乙) 学校法人聖ドミニコ学園 理事長

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立烏山工業高等学校長を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協

議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成11年3月10日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区北烏山九丁目22番1号  
乙 東京都立烏山工業高等学校長

※ 当初、平成11年3月10日付で、烏山工業高等学校と協定を締結した。その後、都立高校の統廃合に伴い、世田谷泉高等学校が本協定を引き継いだ。

※ 同内容の協定を、下記の都立高等学校長とも、平成11年11月1日付で締結している。

- ・相手方 東京都世田谷区用賀二丁目4番1号  
東京都立桜町高等学校長
- ・相手方 東京都世田谷区船橋三丁目18番1号  
東京都立千歳丘高等学校長
- ・相手方 東京都世田谷区深沢七丁目3番1号  
東京都立深沢高等学校長
- ・相手方 東京都世田谷区桜上水四丁目3番5号  
東京都立松原高等学校長
- ・相手方 東京都世田谷区深沢五丁目38番1号  
東京都立園芸高等学校長

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、東京都立芦花高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所施設として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、避難所として利用する場合は、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査を行うものとする。

2 甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設、設備等の安全確認を行うものとする。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を

提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成17年3月8日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成17年3月8日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

(甲) 世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目8番1号

(乙) 東京都立芦花高等学校長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成20年5月19日付で締結している。

- ・相手方 東京都世田谷区成城九丁目25番1号  
東京都立総合工科高等学校長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年6月15日付で締結している。

- ・相手方 東京都世田谷区岡本二丁目9番1号  
東京都立世田谷総合高等学校

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、筑波大学を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成12年2月15日から平成12年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成12年2月15日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

茨城県つくば市天王台一丁目1番1号  
乙 筑波大学  
代表者 筑波大学長

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京学芸大学を乙として、甲乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲と乙の間において乙が管理し、東京学芸大学教育学部附属世田谷小学校、同附属世田谷中学校、同附属高等学校の各校長（以下「各附属学校長」という。）に補助執行させる施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、各附属学校長の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲は、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、各附属学校長の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に各附属学校長に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、各附属学校長の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、各附属学校長に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、各附属学校長は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、各附属学校長に対し使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、各附属学校長の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、各附属学校長に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成12年2月15日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成12年2月15日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都小金井市貫井北町四丁目1番1号

乙 東京学芸大学

代表者 東京学芸大学長

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都市大学を乙として、甲・乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定書は、甲と乙の間において乙が管理する施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第 2 条 甲は、乙が管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第 3 条 甲は、災害時において開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第 4 条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第 5 条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第 6 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第 7 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 8 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 9 条 甲は、乙の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成12年12月20日から平成13年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成12年12月20日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区玉堤一丁目28番1号

乙 東京都市大学

代表者 東京都市大学長

※ 武蔵工業大学が東京都市大学に名称変更した。

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、学校法人世田谷学園を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

### (目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

### (避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

### (開設の通知)

第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

### (避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

### (相互協力)

第6条 この協定の実施に当たり、乙と世田谷区立三宿小学校は相互に協力するものとする。

### (費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

### (損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙の教職員等が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

### (開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成18年3月22日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成18年3月22日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三宿一丁目16番31号  
乙 学校法人世田谷学園  
代表者 理事長

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

### （避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

### （開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

### （避難所の管理）

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

### （損害補償）

第7条 乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

### （開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

### （避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成18年3月22日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成18年3月22日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区代田六丁目12番39号  
乙 学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校  
代表者 校長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年3月22日付で締結している。

- ・相手方 東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号  
学校法人 二階堂学園 (日本女子体育大学附属二階堂高等学校)  
代表者 理事長
- ・相手方 東京都世田谷区松原二丁目17番34号  
日本学園中学校・高等学校  
代表者 理事長

・相手方 東京都世田谷区桜上水三丁目24番22号  
日本大学櫻丘高等学校  
代表者 学校長

・相手方 東京都世田谷区北沢一丁目16番10号  
学校法人 松蔭学園  
代表者

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年4月1日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区代沢一丁目23番8号  
学校法人 駒場学園  
代表者 理事長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成23年12月12日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区船橋7丁目22番1号  
学校法人大東学園  
代表者 理事長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年12月14日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区東玉川二丁目21番8号  
学校法人調布学園  
代表者 理事長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成27年3月30日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区上用賀一丁目17番12号  
駒澤大学高等学校  
代表者 学校長

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と専修学校 日本菓子専門学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第7条 乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早

期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成27年10月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区上野毛二丁目24番21号  
乙 専修学校 日本菓子専門学校  
代表者 校長

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人聖マリア学園セント・メリーズ・インターナショナル・スクール（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用することができる施設の周知）

第 2 条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用することができる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 3 条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第 4 条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第 5 条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第 7 条 乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 62 条第 1 項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号)の規定によりその損害を補償するものとする。

（開設期間）

第 8 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用に係る許可の延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第 9 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成19年10月26日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成19年10月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区瀬田一丁目6番19号

乙 学校法人 聖マリア学園  
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール  
代表者 学院長

## 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立光明養護学校長を乙とし、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第 1 条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第 2 条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。この場合、甲は、介護者（家族等を含む。）を配置する。

(避難所として利用できる施設の周知)

第 3 条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第 4 条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第 5 条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ速やかに、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第 6 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第 7 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第 8 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 9 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に

引き渡すものとする。

(協議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定書の有効期間は、平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 11 年 11 月 1 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区松原六丁目 38 番 27 号

乙 東京都立光明養護学校長

※ 同内容の協定書を下記の都立学校とも平成 11 年 11 月 1 日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区池尻一丁目 1 番 4 号  
東京都立青鳥養護学校長

・相手方 東京都世田谷区北鳥山四丁目 37 番 1 号  
東京都立久我山盲学校長

※ 東京都立光明養護学校は東京都立光明特別支援学校に、東京都立青鳥養護学校は東京都立青鳥特別支援学校に名称変更した。なお、光明特別支援学校とは平成 25 年 5 月 31 日付で協定を再締結した。

※ 東京都立久我山盲学校は東京都立久我山青光学園に名称変更し、平成 22 年 4 月 1 日付で協定を再締結した。

※ 東京都立光明特別支援学校は東京都立光明学園に名称変更し、令和 2 年 9 月 1 日付で協定を再締結した。また、青鳥特別支援学校とは令和 2 年 9 月 1 日付で協定を再締結した。

## 指定緊急避難場所施設利用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都市大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定緊急避難場所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （対象とする災害の種別）

第2条 指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。

### （使用範囲）

第3条 甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

### （目的外使用の禁止）

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

### （指定緊急避難場所として利用できる施設の周知）

第5条 甲は、第3条で定めた本件施設の使用範囲を、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、指定緊急避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

### （指定緊急避難場所の開設）

第8条 甲は、災害時において、指定緊急避難場所として利用する必要が生じた場合、第3条で

定めた場所を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。

- 2 甲及び乙は、指定緊急避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第9条 甲は、第8条に基づき指定緊急避難場所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

(指定緊急避難場所の管理)

第10条 災害時における、指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 指定緊急避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 指定緊急避難場所を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 甲は、指定緊急避難場所として本件施設を使用する者に対し、第3条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

- 2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 本件施設の指定緊急避難場所としての使用料は無償とする。

- 2 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第13条 指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(指定緊急避難場所解消への努力)

第14条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

(指定緊急避難場所の終了)

第15条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所使用終了届を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲は、本協定で知り得た乙に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(実施細目)

第17条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議事項)

第18条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月25日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都世田谷区玉堤一丁目28番1号  
東京都市大学  
学 長 三木 千壽

## 別表

名称	所在地	使用箇所	使用床面積	収容数
等々力キャンパス2 号館	世田谷区等々力8- 2-13	213教室	316.55㎡	238名
等々力キャンパス2 号館	世田谷区等々力8- 2-13	226教室	292.67㎡	221名
等々力キャンパス2 号館	世田谷区等々力8- 2-13	学生ホール	270.67㎡	
等々力キャンパス2 号館	世田谷区等々力8- 2-13	男女更衣室	32.50㎡	
等々力キャンパス2 号館	世田谷区等々力8- 2-13	男女トイレ、多 目的トイレ	47.02㎡	
等々力キャンパス3 号館	世田谷区等々力8- 9-18	地下駐車場		10台
等々力キャンパス3 号館	世田谷区等々力8- 9-18	屋外駐車場		7台

## 指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書

世田谷区を「甲」、東京都立園芸高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり指定緊急避難場所または予備避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所、またはこの協定書に基づく予備避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象とする災害の種別）

第2条 指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。また、予備避難所が対象とする災害は震災とする。

### （使用範囲）

第3条 甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

### （目的外使用の禁止）

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

### （指定緊急避難場所等施設として利用できる施設の周知）

第5条 甲は、本件施設の範囲を、第2条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、指定緊急避難場所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(指定緊急避難場所等の開設)

第8条 甲は、災害時において、指定緊急避難場所等として利用する必要がある場合、乙の指定した場所を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。

2 甲及び乙は、指定緊急避難場所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第9条 甲は、第8条に基づき指定緊急避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し指定緊急避難場所等を開設した旨通知するものとする。

(指定緊急避難場所等の管理)

第10条 災害時における、指定緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定緊急避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 指定緊急避難場所等を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 甲は、指定緊急避難場所等として本件施設を使用する者に対し、第3条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 本件施設の指定緊急避難場所等としての使用料は無償とする。

2 指定緊急避難場所等の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第13条 予備避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内、指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(指定緊急避難場所等解消への努力)

第14条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所等の早期解消に努めるものとする。

(指定緊急避難場所等の終了)

第 15 条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所等としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所等使用終了届を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第 16 条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。  
2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(協議事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。  
2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後この例による。

(既存協定の廃止)

第 19 条 既存協定「避難施設利用に関する協定書（平成 11 年 11 月 1 日付締結）」は、本協定締結後に廃止する。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号  
世田谷区長 保 坂 展 人

乙 東京都世田谷区深沢五丁目 3 8 番 1 号  
東京都立園芸高等学校  
校 長 並 川 直 人

別表

部屋の名称	使用床面積	収容人数
体育館	1,331 m <sup>2</sup>	おおよそ 806 名
武道場	626 m <sup>2</sup>	おおよそ 379 名

## 避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と戸板中学校・戸板女子高等学校（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

### （開設）

第 1 条 甲は世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙の施設の一部に避難所を開設することができるものとする。

2 前項の施設及び避難所を開設する位置は、乙の代表者があらかじめ指定するものとする。

### （管理運営）

第 2 条 前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

### （受け入れる者）

第 3 条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
- (2) 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

### （開設期間）

第 4 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、7 日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

3 甲は前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

### （費用の負担）

第 5 条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

### （開設の通知）

第 6 条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

(原状回復等)

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した乙の施設を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月12日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区用賀二丁目16番1号

乙 戸板中学校・戸板女子高等学校

代表者 学 校 長

## 避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と佼成学園女子中学高等学校（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

### （開設）

第 1 条 甲は世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙の施設の一部に避難所を開設することができるものとする。

2 前項の施設及び避難所を開設する位置は、乙の代表者があらかじめ指定するものとする。

### （管理運営）

第 2 条 前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

### （受け入れる者）

第 3 条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げるものとする。

- （1） 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
- （2） 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
- （3） 前 2 号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

### （開設期間）

第 4 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、7 日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

3 甲は前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

### （費用の負担）

第 5 条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

### （開設の通知）

第 6 条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

(原状回復等)

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した乙の施設を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月12日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区給田二丁目1番1号

乙 佼成学園女子中学高等学校  
代表者 学 校 長

## 避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と目黒星美学園中学高等学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

### （開設）

第 1 条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙のラウラメモリアルホールに避難所を開設することができるものとする。

### （管理運営）

第 2 条 前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

### （受け入れる者）

第 3 条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
- (2) 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
- (3) 独立行政法人国立成育医療研究センター（世田谷区大蔵二丁目 10 番 1 号）の医師等から受入要請のあった妊産婦及びその家族又は乳幼児及びその家族
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

### （開設期間）

第 4 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、7 日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

### （費用の負担）

第 5 条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

### （開設の通知）

第6条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

(原状回復等)

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設したラウラメモリアルホールを速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年10月23日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区大蔵二丁目8番1号

乙 目黒星美学園中学高等学校  
代表者 学校長

## 避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と玉川聖学院中等部・高等部（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

### （開設）

第 1 条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、状況に応じて乙が指定する場所に福祉避難所（母子）を開設することができる。

### （管理運営）

第 2 条 前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

### （受け入れる者）

第 3 条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。

- （1）世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
- （2）世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
- （3）前 2 号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

### （開設期間）

第 4 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、7 日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

### （費用の負担）

第 5 条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

### （開設の通知）

第 6 条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

### （原状回復等）

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した場所を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区奥沢七丁目11番22号

乙 玉川聖学院中等部・高等部

代表者 中高等部長 櫛田 真実

## 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び日本体育大学（以下「丙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

- (1) スポーツ棟2階メインアリーナ2
- (2) スポーツ棟1階エントランス、小体育館7及び8
- (3) スポーツ棟1階スポーツトレーニングセンター
- (4) スポーツ棟地下1階中体育館3
- (5) バス等車両駐車スペース

2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から2週間とする。

2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成27年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号

乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会  
代表者 理事長

東京都世田谷区深沢七丁目1番1号

丙 日本体育大学 学長

## 学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書

学校法人東邦大学（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、安心して暮らせる地域社会を築くため、ここに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策、医療・保健福祉の分野を中心に、甲と乙それぞれの特性を生かして連携・協力することで、ともに支え合い、安心して暮らせるまちの形成を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 災害対策に関する事項
- (2) 医療・保健福祉に関する事項
- (3) その他甲と乙が必要と認める事項

（協力方法等）

第3条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、甲と乙の担当部局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成29年1月28日

東京都大田区大森西五丁目21番16号  
甲 学校法人東邦大学  
代表者 理事長 炭山 嘉伸

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
乙 世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂 展人

## 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び学校法人国士館（以下「丙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（1） 34号館（サンクンガーデン）

（2） 34号館学生食堂（地下）

2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（1） 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（2） 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（3） 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から2週間とする。

2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

（1） 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること  
(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年7月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号

乙 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会  
代表者 理事長

東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号

丙 学校法人 国士館  
代表者 理事長

## 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び学校法人昭和女子大学（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第 2 条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

- (1) 新体育館 1 階西側通路
- (2) 新体育館アリーナの一部およびギャラリー
- (3) 新体育館内同窓会研修室
- (4) テニスコート（新体育館裏手）
- (5) バス等車両臨時駐車スペース

2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

3 第 1 項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第 1 項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第 1 項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第 3 条 丙が前条第 1 項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から 2 週間とする。

2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条第 1 項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第 5 条 甲又は乙は、第 2 条第 1 項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 6 条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 1～3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号

乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会  
代表者 理事長

東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号

丙 学校法人 昭和女子大学  
代表者 理事長

## 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び学校法人二階堂学園 日本女子体育大学（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

- (1) 大学総合体育館1階入口外側広場
  - (2) 大学総合体育館前グリーン広場南側一部
  - (3) 北館・Nゼミ室
- 2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。
- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
  - (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
  - (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から2週間とする。

- 2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事

項について連携を図るものとする。

- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年6月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号  
乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会  
代表者 理事長

東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号  
丙 学校法人二階堂学園  
代表者 理事長

## 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び日本大学商学部（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第 2 条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

- (1) ガレリア（1号館・2号館 建物間通路）
- (2) 100周年記念体育館地下1階アリーナの一部分
- (3) 100周年記念体育館地下1階多目的室②
- (4) 1号館1階サイバースペース・コスモス
- (5) 2号館1階中央ラウンジ
- (6) バス等車両臨時駐車スペース

2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

3 第 1 項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第 1 項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第 1 項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第 3 条 丙が前条第 1 項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から 2 週間とする。

2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条第 1 項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第 5 条 甲又は乙は、第 2 条第 1 項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに現状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年7月14日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号  
乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会  
代表者 理事長

東京都世田谷区砧五丁目2番1号  
丙 日本大学商学部  
代表者 商学部長

## 災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定

世田谷区（以下「甲」という。）と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害時における被災住民の避難に関し、次のとおり相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、被災住民の避難が必要になった場合に、施設の提供、被災住民の避難、災害時用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等の相互応援を甲及び乙が行い、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象の施設は、乙が指定管理者として管理する「世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム」、「世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム」及び「世田谷区立高齢者センター新樹苑」で、甲及び乙があらかじめ協議して決定した施設の部分とする。

（対象被災住民）

第3条 この協定により受入れをする被災住民は、原則として介護の必要な高齢者及び心身障害者等とする。

（応援の要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合は乙に対し被災住民の受入れの要請をすることができる。

2 乙は、災害が発生した場合は甲に次の要請をすることができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供の要請
- (2) 避難所運営に必要な物品の提供の要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための要員派遣の要請

3 甲及び乙は、その他災害対策上必要とする要請を相手方に行うことができる。

（責務）

第5条 甲及び乙は、前条の要請があった場合は、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が実施する応援活動に要した経費については、甲が負担するものとし、その経費の範囲及び額については甲乙協議して決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

2 期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(この協定に定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

なお、この協定の締結により、平成11年8月2日の世田谷区と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団とで締結した「災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止とする。

平成20年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 区長

東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号  
乙 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団  
代表者 理事長

※この協定については、平成24年9月1日付で第2条の対象施設として「世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム」及び「世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム」の追加について再締結し、平成30年3月1日付で、第2条の対象施設として「地域密着型特別養護老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ」の追加について再締結した。

※同様の協定を、この他50法人とも締結している。締結相手方、対象施設、締結日は下記のとおり。

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第2条関係）	締結日
社会福祉法人正吉福祉会 理事長	東京都稲城市平尾字 10号1127番地1	きたざわ苑	平成16年6月30日
公益財団法人世田谷区保健 センター 理事長	東京都世田谷区三軒 茶屋二丁目53番16号	世田谷区立総合福祉センタ ー	平成18年11月7日
社会福祉法人老後を幸せに する会 理事長	東京都世田谷区等々 力五丁目19番10号	等々力共愛ホームズ、デイ・ ホーム等々力、深沢共愛ホー ムズ	平成18年2月28日（平 成29年8月1日改定）
社会福祉法人南山会 理事長	東京都世田谷区喜多 見七丁目20番26号	喜多見ホーム	平成18年3月23日
社会福祉法人日本フレンズ奉 仕団 理事長	東京都世田谷区下馬 二丁目21番11号	フレンズホーム	平成18年3月28日
社会福祉法人東京有隣会 理事長	東京都世田谷区船橋 二丁目15番38号	有隣ホーム、第2有隣ホー ム	平成18年11月7日
社会福祉法人康和会 理事長	東京都世田谷区北烏 山二丁目14番20号	久我山園	平成18年11月7日
社会福祉法人古木会 理事長	東京都世田谷区成城 六丁目13番17号	成城アルテンハイム	平成18年11月7日
社会福祉法人友愛十字会 理事長	東京都世田谷区砧三 丁目9番11号	砧ホーム、友愛ホーム、友 愛園、世田谷更正館、友愛 デイサービスセンター、コ ーポ友愛	平成18年11月7日（平 成24年1月1日改定）
社会福祉法人敬心福祉会 理事長	東京都世田谷区給田 五丁目9番5号	千歳敬心苑	平成18年11月7日
社会福祉法人奉優会 理事長	東京都世田谷区駒沢 一丁目4番15号真井 ビル5階	等々力の家、下馬の家	平成18年11月7日（平 成30年12月1日改定）
社会福祉法人敬寿会 理事長	山形県山形市大字妙 見寺500番地1	東京敬寿園	平成18年11月7日
社会福祉法人寿心会 理事長	東京都世田谷区北烏 山七丁目8番11号	フォーライフ桃郷	平成18年11月7日
社会福祉法人大三島育徳会 理事長	東京都世田谷区鎌田 三丁目16番6号	博水の郷、玉川福祉作業所、玉 川福祉作業所等々力分場、グル ープホームやまぼうし	平成18年11月7日（令 和2年10月1日改定）
社会福祉法人泉会 理事長	東京都世田谷区岡本 二丁目33番23号	岡本福祉作業ホーム、岡本福 祉作業ホーム玉堤分場、泉の 家、コイノニアかみきた	平成18年11月7日（平 成25年1月1日、令和2 年2月1日改定）

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第2条関係）	締結日
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 理事長	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号オークラヤビル2F	桜上水福祉園、奥沢福祉園、すきっぷ、砧工房、砧工房分場キタミクリーンファーム	平成18年11月7日
社会福祉法人武蔵野会 理事長	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	駒沢生活実習所、九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場、世田谷福祉作業所、烏山福祉作業所	平成18年11月7日 (平成19年11月1日、平成20年4月1日、平成24年4月1日改定)
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 会長	東京都世田谷区三宿二丁目30番9号	三宿つくしんぼホーム、あけぼの学園	平成18年11月7日（平成25年1月1日改定）
社会福祉法人せたがや檜の木会 理事長	東京都世田谷区代田1丁目29番5号	千歳台福祉園、下馬福祉工房、わくわく祖師谷、用賀福祉作業所、まもりやま工房	平成18年11月7日（平成24年11月1日改定）
特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事	豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル	すまいる梅丘、ほほえみ経堂、にこにこみやさか	平成18年11月7日（令和2年2月1日改定）
社会福祉法人七日会 理事長	東京都青梅市今井二丁目1079番	せたがや給田乃杜	平成23年4月1日
株式会社東急イーライフデザイン 代表取締役社長	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号	グランクレール馬事公苑、グランクレール成城、グランクレール世田谷中町	平成24年4月25日 平成24年5月31日 平成29年12月7日
株式会社アライブメディア 代表取締役	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号第15荒井ビル	アライブ世田谷中町、アライブ世田谷下馬、アライブ世田谷代田	平成24年10月11日
特定非営利活動法人せたがや白梅 理事長	東京都世田谷区松原六丁目43番11号	白梅福祉作業所	平成24年11月1日
社会福祉法人世田谷ボランティア協会 理事長	東京都世田谷区下馬二丁目20番14号	ケアセンターふらっと	平成24年11月1日
株式会社ツクイ 代表取締役社長	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイサンシャイン成城	平成24年12月1日
社会福祉法人嬉泉 理事長	東京都世田谷区船橋一丁目30番9号	おおらか学園（子どもの生活研究所含む）	平成25年1月1日
社会福祉法人はる 理事長	東京都世田谷区等々力二丁目36番13号	社会就労センターパイ焼き窯	平成25年1月1日

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第2条関係）	締結日
社会福祉法人藍 理事長	東京都世田谷区若林 五丁目2番9号	Factory 藍	平成25年1月1日
トラストガーデン株式会社 代表取締役	東京都渋谷区代々木 四丁目36番19号6F	トラストガーデン桜新町、 トラストガーデン用賀の 社、トラストガーデン等々 力	平成25年3月21日（平 成26年4月1日改定）
株式会社ニチイケアパレス 代表取締役	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9番	ニチイホーム成城、ニチイ ホーム千歳船橋、ニチイホ ーム用賀、ニチイホーム八 幡山	平成25年7月10日（平 成29年2月1日、平成 30年6月1日改定）
社会福祉法人緑風会 理事長	徳島県海部郡牟岐町 大字中村字山田30	エリザベート成城	平成26年12月1日
株式会社ベネッセスタイル ケア 代表取締役	東京都新宿区西新宿 二丁目3番1号	メディカルホームグランダ 三軒茶屋、グランダ世田谷 上町、リハビリホームまど か上祖師谷	平成27年8月1日（平成 30年10月1日改定）
三井住友海上ケアネット株 式会社 取締役総支配人	東京都世田谷区粕谷 二丁目8番5号	ゆうらいふ世田谷	平成28年3月1日
株式会社ジヴィエク 代表取締役	東京都府中市西原町 四丁目26番2号	サピエンス祖師谷	平成29年4月1日
シマダリビングパートナー ズ株式会社 代表取締役社長	東京都渋谷区代々木 三丁目22番7号新宿 文化クイントビル14 階	ガーデンテラス尾山台、ガ ーデンテラス久我山	平成29年9月1日（令和 2年4月1日改定）
社会福祉法人青藍会 理事長	山口県吉敷中東一丁 目1番2号	ハートハウス成城	平成29年10月1日
東急ウェルネス株式会社 代表取締役	東京都渋谷区南平台 町5番6号	東急ウェリナケア尾山台	平成30年1月1日
株式会社サンケイビルウェ ルケア 代表取締役社長	東京都千代田区大手 町一丁目7番2号東京 サンケイビル16階	ウェルケアガーデン深沢	平成30年5月1日
NPO法人はあとせたがや 理事長	東京都世田谷区砧四 丁目1番10号	グループホーム花みず木	平成30年9月1日
社会福祉法人楽晴会 理事長	青森県三沢市大町二 丁目6番27号大町ビ ル1F	世田谷希望丘ホーム	平成30年9月1日
株式会社チャーム・ケア・	大阪府大阪市北区中	チャームプレミア深沢	令和元年5月1日

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第2条関係）	締結日
コーポレーション 代表取締役社長	之島三丁目 6 番 32 号 ダイビル本館 19 階		
社会福祉法人恵神会 理事長	岡山県真庭市中島 380 番地 1 号	特別養護老人ホーム馬事公 苑	令和元年 8 月 1 日
一般財団法人 脳神経疾患 研究所 理事長	福島県郡山市八山田 七丁目 115 番地	介護老人保健施設 梅ヶ丘	令和元年 11 月 1 日
社会福祉法人常盤会 理事長	東京都西多摩郡瑞穂 町箱根ヶ崎 922 番 1 号	ときわぎ世田谷	令和元年 11 月 1 日
社会福祉法人南東北福祉事 業団 理事長	福島県郡山市日和田 町梅沢字丹波山 3 番 2 号	東京リハビリテーションセ ンター世田谷障害者支援施 設梅ヶ丘	令和元年 11 月 1 日
社会福祉法人さわやか会 理事長	山口県下関市長府黒 門南町 6 番 55 号	さわやかは一とあーす世田 谷	令和 2 年 1 月 1 日
社会福祉法人ケアネット 理事長	東京都中野区弥生町 二丁目 42 番 2 号	さくらほうむ	令和 2 年 1 月 1 日
社会福祉法人緑樹会 理事長	徳島県鳴門市大麻町 桜字東山田 57 番 10 号	ラペ二子玉川	令和 2 年 2 月 1 日
社会福祉法人いたるセンタ ー 理事長	杉並区天沼一丁目 15 番 18 号	イタール成城	令和 2 年 3 月 1 日

## 災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生産緑地の活用と協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時において乙の組合員の所有し、又は管理する生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律68号）第2条第3号に規定する生産緑地をいう。）をオープンスペースとして活用すること及び乙の組合員が生産する生鮮食料品（以下「生鮮食料品」という。）を購入することに関する甲乙の協力等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲が、次に掲げる事項について乙に要請をしたときは、乙は、当該要請にできる限り協力するものとする。

① 災害時における仮設住宅建設用地、復旧資材置場その他災害時のオープンスペースとして活用するため、前条の生産緑地（以下「生産緑地」という。）をあっせんすること。

② 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

2 甲は、前項の要請に当たり、生産緑地については活用場所及び活用目的を、生鮮食料品については品名、数量及び納入場所を指定するものとする。

（生産緑地に係る負担）

第3条 甲は、乙のあっせんした生産緑地を活用したときは、次に掲げる金銭を負担するものとする。

① 甲が活用した生産緑地に係る補償として、当該生産緑地における前年の農業所得を参考にして甲乙協議の上定める額の金銭

② 乙の組合員が生産緑地を提供するに当たって工作物の撤去等の負担をしたときは、当該負担に係る費用

（原状回復）

第4条 甲は、生産緑地の活用を終了したときは、当該生産緑地を原状回復の上、返還するものとする。

（あっせんに基づく契約）

第5条 甲は、乙のあっせんした生産緑地について、当該生産緑地の所有者又は管理者と その活用について別途契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては次に掲げる事項を定めるものとする。

① 生産緑地の位置及び面積

② 活用期間

③ 活用目的

④ 原状回復の方法

⑤ 第3条に規定する金銭の支払について必要な事項

⑥ その他生産緑地の活用について必要な事項

(生鮮食料品の価格)

第6条 乙の調達により甲が乙の組合員から購入する生鮮食料品の価格は、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議の上定めるものとする。

(生鮮食料品の輸送中の事故)

第7条 甲の要請した生鮮食料品を輸送中に乙の組合員又は職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づき損害補償を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成12年1月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目1番1号

乙 東京中央農業協同組合

代表理事組合長

※ 同文の協定を、世田谷目黒農業協同組合と同日に締結している。

相手方名称等は下記のとおり。

東京都世田谷区桜新町二丁目8番1号

世田谷目黒農業協同組合

代表理事組合長

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区建設団体防災協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、救出救助活動、道路啓開措置活動、被災した収容施設の補修及び応急仮設住宅の速やかな建設に当たり、区内建設業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の会員（以下「会員」という。）の出動及び必要な資機材の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、乙の会長（以下「会長」という。）に対して行うものとする。ただし、会長が事故又は不在のときは、あらかじめ会長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、会員を、甲が指定した場所に直ちに出勤させるとともに、特別な理由がない限り資機材を供給するものとする。

2 甲は、出勤した会員を指揮するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条による甲の要請を待たずに、出勤させることができる。

（活動業務）

第4条 前条の規定により出勤した会員は、次の業務を行う。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (2) 道路啓開措置活動に関すること。
- (3) 収容施設及びその他の区施設の応急補修に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の建設に関すること。
- (5) その他甲が必要と認める業務に関すること。

2 乙は、第2条の規定により甲からの要請に従う場合において、要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、応急対策活動を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

(応急活動計画書の策定及び提出)

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、応急活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の応急活動計画書を変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が応急対策活動を実施した場合において、次の経費を負担するものとする。

(1) 会員の活動に要した経費

(2) 資機材の供給に要した経費

(単価)

第7条 前条第2号の規定に基づき、資機材の供給に要した経費を算定する場合における資機材の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(請求)

第8条 乙は、第4条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、第6条による経費を甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

(従事者の損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 平成10年3月2日に甲乙間で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は、廃止する。

この協定成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月13日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区上馬五丁目34番16号

乙 世田谷区建設団体防災協議会

代表者 会長

## 災害時における応急対策業務に関する実施細目

世田谷区を甲とし、世田谷区建設団体防災協議会を乙として、災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条に基づく細目を、次のとおり締結する。

（消防署との協力要請）

第 1 条 甲は、災害発生時の救出救助活動及び応急対策活動において、乙に、協定に基づく会員の出動及び資機材の供給（以下「活動等」という。）を要請する場合、必要と認めるときには、世田谷区地域防災計画に基づき、区内各消防署（以下「消防署」という。）への協力を要請することができる。

（消防署との協力対象となる災害の規模）

第 2 条 甲が乙に消防署との協力を要請する災害は、世田谷区災害対策本部が設置される規模のものとする。

（活動等の要請）

第 3 条 協定第 2 条の要請は、甲の災対建設部長が行う。ただし、状況によっては、災対各部の長が行う。

2 乙は、消防署から災害の状況により協力要請を受けた場合は、速やかに、甲へその旨を報告する。

（報告）

第 4 条 協定に基づく活動等を行った場合、乙の会員は乙へ報告を行い、乙はこれを取りまとめて甲に報告する。

（応急活動計画書の策定及び提出）

第 5 条 乙は、協定第 5 条に定める応急活動計画書を、毎年度、災対建設部を担当する部長に提出する。

この実施細目を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 14 年 9 月 10 日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷二丁目 9 番 3 号

乙 世田谷区建設団体防災協議会  
代表者 会長

※ 第 3 条 組織改正により「災対建設部長」は「災対道路・土木担当部長」に変更

※ 第 5 条 組織改正により「災対建設部」は「災対道路・土木担当部」に変更

## 災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区内郵便局（以下「乙」という。）は、世田谷区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、世田谷区に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（3）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（4）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（5）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを行うための必要な事項

（6）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（7）徒歩帰宅者等の帰宅困難者への情報提供及び支援に関する協力

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面により行うものとする。

### （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 世田谷総合支所 地域振興課長

乙 日本郵便株式会社 世田谷郵便局総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

附則

甲及び乙は、平成29年4月21日に甲乙間で締結した「災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書」について、当該協定書の規定にかかわらず、令和2年3月31日まで有効に存在し、同日をもってその効力を失っていたことを確認する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目1番1号  
乙 世田谷郵便局  
代表者 世田谷郵便局長 嶋田 和明

東京都世田谷区経堂一丁目40番1号  
千歳郵便局  
代表者 千歳郵便局長 佐々木 光弘

東京都世田谷区成城八丁目30番25号  
成城郵便局  
代表者 成城郵便局長 中川 陽二

東京都世田谷区等々力八丁目22番1号  
玉川郵便局  
代表者 玉川郵便局長 梶山 美雄

東京都世田谷区北沢二丁目40番8号  
東京都西南部地区連絡会地区統括局長  
代表者 世田谷北沢郵便局長 岸田 賢司

〔資料協定第 134〕

災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び世田谷郵便局（以下「乙」という。）は、地震その他による災害時における帰宅困難者への支援の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（帰宅困難者）

第1条 帰宅困難者とは、地震その他による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、買い物客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時において、乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対し、飲料水、トイレ及び休憩場所を提供すること。
- （2）帰宅困難者に対し、災害関連情報を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

（支援の要請）

第4条

前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面により行うものとする。

（帰宅困難者支援施設の表示）

第5条 災害発生時、乙は、住民及び帰宅困難者等の利用者が見やすい位置に、帰宅困難者支援施設の表示物を掲出すること。

（経費の負担）

第6条 乙が第3条に規定する支援の実施に要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を甲が負担する。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の社員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、又は病気にかかったときは、水防又は応急措置の従事の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定書に規定する内容が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 世田谷総合支所 地域振興課長

乙 日本郵便株式会社 世田谷郵便局総務部長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

附則

甲及び乙は、平成29年4月21日に甲乙間で締結した「災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書」について、当該協定書の規定にかかわらず、令和2年3月31日まで有効に存在し、同日をもってその効力を失っていたことを確認する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目1番1号

乙 世田谷郵便局

代表者 世田谷郵便局長 嶋田 和明

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、日本郵政公社東京簡易保険会館を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、かんぽレクセンター東京（世田谷区鎌田二丁目17番1号）の一部を災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、かんぽレクセンター東京が、避難所として利用できることを、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した場所を避難所として開設することができる。この場合において、甲が避難所を開設したときは、速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については甲乙協議して決定するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所の終了)

第8条 甲は、避難所を開設することを終了する場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては世田谷区砧総合支所長、乙においては東京簡易保険会館レク施設管理課長とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成15年6月10日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成15年6月10日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都品川区西五反田八丁目4番13号

乙 日本郵政公社 東京簡易保険会館

館長事務代理

※ 「日本郵政公社東京簡易保険会館」は「日本郵政株式会社ゆうぽうと」に、「かんぽレクセンター東京」は、「ゆうぽうと世田谷レクセンター」に、「東京簡易保険会館レク施設管理課長」は「ゆうぽうと総務部管理課長」に変更した。

## 避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）、宗教法人北澤八幡神社（以下「乙」という。）、代沢中町会（以下「丙」という。）の三者は、世田谷区内に災害が発生した場合における、乙が管理する施設の一部の避難所としての利用及び丙による当該避難所の運営について、次のように協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、区内に災害が発生した場合に、乙の管理する施設の一部を避難所として利用すること及び当該避難所を丙が運営することについて、必要な事項を定める。

2 甲は、当該避難所を世田谷区地域防災計画上の予備避難所として扱う。

（避難所の利用対象者）

第 2 条 当該避難所の利用対象の区民は、住所を限定しない。

（避難所の開設）

第 3 条 災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、甲乙丙が協議し、避難所の開設を決定するものとする。

（避難所の運営）

第 4 条 丙は、避難所の運営主体として、運営を行うものとする。

2 甲は、避難所の開設期間中、物資供給等の支援を行うものとする。

3 乙は、避難所の運営について、甲及び丙に協力するものとする。

（費用負担）

第 5 条 避難所の運営に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第 6 条 避難所の運営に従事した乙又は丙の構成員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定に基づき行うものとする。

（開設期間）

第 7 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙丙が協議して期間を延長することができる。

（避難所解消への努力）

第 8 条 甲及び丙は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 9 条 丙は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、

甲の支援の下、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙丙が協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれから協定解消の申し出がある場合は、満了日をもって、この協定を解消する。ただし、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、同一の内容で有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲、乙及び丙は、この協定を証するため、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区代沢三丁目25番3号  
乙 宗教法人 北澤八幡神社  
代表役員 矢島 嗣久

東京都世田谷区代沢三丁目25番3号  
丙 代沢中町会  
会長 矢島 嗣久

## 避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）、宗教法人北澤八幡神社（以下「乙」という。）、代沢中町会（以下「丙」という。）の三者は、避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

（指定場所）

第 1 条 避難所として使用できる乙が管理する施設は、北澤八幡神社（所在地：東京都世田谷区代沢三丁目 2 5 番 3 号）のうち、以下のものとする。

- （1）参集殿
- （2）境内

（指定場所以外）

第 2 条 災害状況により、前条に定める施設以外の場所を、避難所として使用する必要がある場合は、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

（改築等の連絡）

第 3 条 改築等により、第 1 条に規定する使用が不可能となる場合は、乙から甲及び丙へ連絡するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 協定に規定する協議及び避難所運営に係る連絡を実施するため、甲乙丙にそれぞれ連絡責任者を定めるものとし、次の職にある者を指定する。

- （1）甲の指定する者 世田谷区 北沢総合支所地域振興課長
- （2）乙の指定する者 北澤八幡神社 宮司
- （3）丙の指定する者 代沢中町会 会長

甲、乙及び丙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を 3 通作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号  
世田谷区  
世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都世田谷区代沢三丁目 2 5 番 3 号  
宗教法人 北澤八幡神社  
代表役員 矢島 嗣久

東京都世田谷区代沢三丁目 2 5 番 3 号

丙 代沢中町会  
会長 矢島 嗣久

## 災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書

世田谷区を甲とし、財団法人世田谷区美術振興財団を乙とし、甲乙間において、世田谷区立世田谷美術館（以下「世田谷美術館」という。）の災害時における利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、世田谷美術館の施設の一部を、住民の避難施設及び避難場所等における現地指揮所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 避難場所 東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）第1条第3号に規定する避難場所（危険地域及びその他の地域であつて、住民が避難することができる安全な場所として東京都知事が指定する場所）をいう。

(2) 避難施設 世田谷区地域防災計画に基づき、避難場所内にある施設として住民が避難退避し、及び一定期間滞在する施設をいう。

(3) 現地指揮所 避難場所における世田谷区災害対策本部の現地指揮所で、救援・避難活動の指揮及び避難住民への広報並びに応急食料、飲料水等の供給を行う所をいう。

（避難施設及び現地指揮所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難施設及び現地指揮所を開設する必要が生じた場合、乙と協議の上、世田谷美術館に避難施設及び現地指揮所を開設することができる。

2 避難施設の管理責任者並びに現地指揮所長及び現地指揮所に従事する者は、甲があらかじめ指名する区職員及び財団法人世田谷区美術振興財団職員が務めるものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条第1項の規定に基づき避難施設及び現地指揮所を開設する際、事前に乙に対し文書で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、避難施設及び現地指揮所の開設に緊急を要するときは、口頭で通知することができるものとする。この場合において、甲は、速やかに乙に対し文書で通知するものとする。

（美術品等の保全）

第5条 甲は、美術品等及び商品、設備等を保全するため、避難施設及び現地指揮所を開設する場所について、事前に乙と協議しなければならない。

（避難施設及び現地指揮所の管理運営）

第6条 避難施設及び現地指揮所の管理運営は、甲の責任で行うものとする。

2 乙は、避難施設及び現地指揮所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（災害対策等）

第7条 乙は来館者及び美術品の保全対策とともに避難施設として必要な災害対策に務め

るものとする。

2 甲は、乙の行う災害対策に可能な限り協力するとともに、災害対策に必要な物品等の一部を支給するものとする。

(開設期間)

第8条 避難施設及び現地指揮所の開設期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲は災害の状況等により延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、開設期間を延長することができる。

(避難施設及び現地指揮所の早期閉鎖)

第9条 甲は、乙が早期に世田谷美術館の事業を再開できるように配慮するとともに、避難施設及び現地指揮所を早期に閉鎖するよう務めるものとする。

(原状回復)

第10条 甲は、避難施設及び現地指揮所を閉鎖するときは、使用した世田谷美術館の施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成10年8月24日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区砧公園一丁目2番

乙 財団法人世田谷区美術振興財団

理事長

※財団統合により「財団法人世田谷区美術振興財団」は「財団法人せたがや文化財団」に変更

## 災害時における世田谷区立世田谷文化生活情報センターの利用に関する覚書

災害時における世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「文化生活情報センター」という。）の利用に関し、財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、災害時において、乙が文化生活情報センターの一部を、次に掲げる用途に利用すること（以下「利用」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 災害対策本部を世田谷区役所内に設置できない場合において、災害対策本部の機能を代替することができる施設
- (2) 災害時に区民が一時集合場所又は広域避難所に避難を行う際、避難の途中で火災等に見舞われた場合に、身体の安全を図るため、一時的に緊急避難する被災者への対応施設
- (3) その他災害発生により必要となる利用

2 利用方法の詳細については、甲乙協議の上別途定めることとする。

### （利用手続）

第2条 前条の規定による利用を行う場合は、乙は、甲に対して、日時、開設場所その他必要な事項を明らかにした文書を、事前に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、書面をもって要請する暇がないときは、甲に対し口頭で通知できるものとする。この場合においては、乙は、甲に対して、事後速やかに文書で通知するものとする。

### （運営、相互の協力）

第3条 利用については、乙の責任及び負担により、乙が世田谷区地域防災計画に基づき指名、組織する乙の職員が行うものとする。

2 利用に当たり、甲は、乙に対し、協力態勢を速やかに整備することとする。

3 甲の職員は、第1条に規定する利用施設の管理に関する事務に乙の職員と協力して当たるとともに、乙の利用に関して必要な、物品等の貸与、支給及び調達等に協力を行うものとする。

### （損害補償）

第4条 乙の要請に基づき、甲の職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

### （利用の期間）

第5条 利用の期間については、災害発生の日から起算しておおむね10日以内とする。

ただし、乙は、災害対策本部の破壊的打撃、災害の長期化等やむを得ない事由が発生した場合は、甲と協議の上、期間を延長することができるものとする。

(早期解消への努力)

第6条 乙は、前条の規定にかかわらず、甲が管理する文化生活情報センター全体の正常活動及び運営が早期に再開できるようにするため、可能な限りの早期解消に努めるものとする。

(原状回復)

第7条 乙は、利用後の文化生活情報センターの施設等の原状回復を行い、確認後引渡しを行うこととする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年8月24日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

甲 財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団  
代表者 理事長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区  
代表者 世田谷区長

※財団統合により「財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団」は「財団法人せたがや文化財団」に変更

## 〔資料協定第 140〕

### 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東洋ドライループ株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、交通機関の停止のため、帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力内容）

第2条 甲は、災害発生時において、乙の施設の安全が確認されたときは、次の各号に掲げる事項についての協力（以下「協力」という。）を実施することを乙に要請することができる。

- （1）乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
- （2）乙の備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に提供すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。

2 乙は、前項第一号の一時受入れ3. 3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

#### （要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

#### （報告）

第4条 乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 協力を要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### （協力期間）

第6条 協力を実施する期間は、災害が発生した日の翌日から起算して3日間とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

#### （損害補償）

第7条 協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基

つき行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それに通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年1月24日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも協定解消の申し出のない限り、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月24日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
世田谷区長

世田谷区代沢一丁目26番4号

乙 東洋ドライループ株式会社  
代表取締役

## 災害時の協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の協力態勢に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合における甲が行う応急対策活動に対する乙の協力及び平時における乙の協力に関し、次の条項により必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 この協定による乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）乙の施設の一部を甲が所有する災害対策用備蓄物品の保管場所として、平時から提供すること。
- （2）乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
- （3）乙の備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に提供すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、被災者又は帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。

2 乙は、前項第2号の一時受入れ場所については、3.3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条第1項第2号から第4号までに規定する協力の要請を乙に対し電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項第2号から第4号までに規定する協力を実施したときは、甲に対し、その内容を電話等により報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力を要する経費の負担者及びその額は、次のとおりとする。

- （1）第2条第1項第1号の施設に係る使用料及び賃借料は、原則として無償とする。
- （2）第2条第1項第2号から第4号までの協力を係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協力期間）

第6条 第2条第1項第2号から第4号までに規定する協力を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年5月30日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年5月30日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区粕谷三丁目1番1号

乙 東京中央農業協同組合

代表者 代表理事組合長

## 災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び社会福祉法人東京育成園（以下「乙」という。）は、災害により身寄りをなくした児童及び生徒（以下「児童等」という）に対して実施する一時預かりに関し、次の条項により、相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において発生した地震、水害、火災その他の災害により身寄りをなくした児童等がある場合に必要に応じて当該児童等を対象にして実施する一時預かりに係る甲及び乙の相互応援態勢の構築について必要な事項を定め、もって当該児童等の生命の安全を確保することを目的とする。

（実施場所）

第2条 一時預かりは、乙が運営する児童養護施設（甲及び乙が協議して定めたものに限る。）内で実施するものとする。

（対象者）

第3条 一時預かりの対象は、災害によりその保護者が死亡し、又は行方不明になった児童等とする。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対して一時預かりの実施を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に対して食糧及び生活物資その他一時預かりの実施に要する物品の提供を要請することができる。

（実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに一時預かりに係る児童等の受入態勢を定員の枠外で整えなければならない。ただし、一時預かりを実施することのできないやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、一時預かりを実施したときは、速やかに受け入れた児童等の人数等を甲に報告しなければならない。

3 一時預かりを実施する期間は、災害の発生日から起算して1箇月以内とする。ただし、甲及び乙は、必要と認めるときは協議して、1箇月を限度として当該期間を延長することができるものとし、延長した当該期間を再び延長するときも同様とする。

（費用）

第6条 第4条第1項の規定による甲の要請により乙が実施した一時預かりに要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の範囲及び額については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成28年1月27日から平成29年3月31日までとする。

2 期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(この協定に定めのない事項等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 区長

東京都世田谷区上馬四丁目12番3号  
乙 社会福祉法人 東京育成園  
代表者 理事長

## 水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、宗教法人氷川神社を乙とし、甲乙間において、乙の管理する施設の利用に関し、次の条項により、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の利用)

第2条 甲は、世田谷区内において水害等が発生し、又は水害等が発生するおそれのある場合において避難所を開設する必要があると認めるときは、乙の管理する施設のうち乙の指定した場所（以下「指定場所」という。）を避難所として利用することができるものとする。

(利用開始の通知)

第3条 甲は、前条の規定により指定場所を避難所として利用するときは、事前に文書又は口頭によりその旨を乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、甲は、利用開始後できる限り早い時期に指定場所の利用を開始した旨を乙に通知するものとする。

(避難所の管理運営)

第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

(利用期間)

第6条 指定場所の利用期間は、水害等が発生した日又は水害等が発生するおそれのある日から7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、水害等の状況により同項の利用期間を延長する必要があると認めるときは、乙に対して当該利用期間の延長を申し出ることができる。

3 乙は、前項の規定による申出があったときは、特に支障がない限り、第1項の利用期間の延長を承認するものとする。

(避難所の早期閉鎖)

第7条 甲は、避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

(利用の終了)

第8条 甲は、指定場所の利用を終了するときは、乙に利用終了届を提出するとともに、指定場所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(指定場所の周知)

第9条 甲は、避難所として利用する指定場所の範囲を、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年2月23日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印し、各1通を保有するものとする。

平成28年2月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区大蔵六丁目6番7号  
乙 宗教法人 氷川神社  
代表役員

## 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）区民等の安全確保のため、乙の運営するスポーツクラブ&スパ ルネサンス経堂の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）
- （2）区の災害対策組織への施設提供
- （3）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（7日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第6条 第4条の協力を要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を保障するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都墨田区両国二丁目10番14号

乙 株式会社ルネサンス

代表者 取締役常務執行役員

スポーツクラブ事業担当

〔資料協定第 145〕

災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び二子玉川ライズ協議会全体管理者たる東京急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、交通機関の停止により二子玉川ライズを利用中に帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、可能な範囲で一時的に二子玉川ライズの施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（管理組合）

第2条 乙は、二子玉川ライズⅠ－a 街区管理組合、二子玉川ライズⅠ－b 街区管理組合、二子玉川ライズⅡ－a 街区管理組合、二子玉川ライズⅡ－b 街区管理組合、二子玉川ライズ鉄道街区管理者たる東京急行電鉄株式会社の各者へ、前条の目的のため、必要な協力を要請するものとする。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時において、二子玉川ライズの施設の安全が確認されたときは、次に掲げる事項についての協力（以下「協力」という。）を実施することを乙に要請することができる。

- （1）二子玉川ライズの施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
- （2）二子玉川ライズにて備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に提供すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。

2 乙は、前項第1号の一時受入れ場所3. 3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 協りに要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協力期間)

第7条 協力を実施する期間は、災害が発生した時点から起算して3日間とする。ただし、交通機関の状況等を踏まえ甲及び乙が協議して当該期間を変更することができる。

(損害補償)

第8条 協力の実施に従事した二子玉川ライズの従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、この者に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出のない限り、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月31日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
世田谷区長

東京都渋谷区南平台5番6号

乙 二子玉川ライズ協議会 全体管理者  
東京急行電鉄株式会社  
執行役員 都市創造本部  
運営事業部長

## 避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）

世田谷区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇町会・自治会（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との協働により、災害時に自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者等で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（名簿の作成及び提供）

第2条 甲は、避難行動要支援者の名簿（以下「名簿」という。）を作成し、乙にこれを提供するとともに必要な支援を行う。

2 名簿に登載する者は、次のいずれかに該当する者（施設入所者等を除く。）で、かつ、乙が行う次条に掲げる活動の対象者となること及び名簿への登載と当該名簿の乙への提供に同意したものである。ただし、別表第1に掲げる区域に居住する者に限る。

- (1) 要介護4又は5の認定を受けている者
- (2) 要介護3の認定を受けている者で、ひとりぐらし高齢者又は高齢者のみ世帯の世帯員である者（その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいるものを除く。）
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害程度等級1級と記載されており、かつ、次の部位に障害を有する者  
視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害程度等級2級と記載されており、かつ、聴覚に障害を有する者
- (5) 愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が1度又は2度と記載されている者

3 名簿に登載する情報は、次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者の氏名
- (2) 避難行動要支援者の年齢
- (3) 避難行動要支援者の性別
- (4) 避難行動要支援者の住所
- (5) 避難行動要支援者の電話番号・ファクシミリ番号
- (6) 避難行動要支援者の登載事由区分（高齢者等・身体障害・知的障害の別）
- (7) 避難行動要支援者の属する世帯の世帯主氏名

（避難行動要支援者支援）

第3条 乙は、名簿を利用し、名簿に登載された避難行動要支援者に対し、別表第2に例示する助けあい活動を実施可能な範囲において行う。ただし、災害時には、助けあい活動を行う者が自己及びその家族の安全を確保した上で行うものとする。

2 前項に規定する助けあい活動を行うに当たっては、必要に応じ、民生委員・児童委員との連携を図るよう努めるものとする。

(名簿の管理等)

第4条 乙は、甲から提供された名簿を管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 名簿に登載されている個人情報を避難行動要支援者支援事業以外の目的に使用しないこと。
- (4) 名簿を複製しないこと。
- (5) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に乙の内部において名簿を使用すること。
- (6) 名簿管理責任者の住所、氏名等を世田谷区避難行動要支援者支援事業名簿管理者届により区に届け出ること（名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。）。
- (7) 乙の外部へ名簿の情報を提供しないこと。

(名簿登載者の削除)

第5条 名簿に登載されている者が、その登載を辞退した場合には、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

2 前項の場合においては、乙は速やかに、名簿からその者の情報を削除しなければならない。

(名簿の返還)

第6条 乙は、名簿の更新時、その他甲から名簿の返還を求められた場合は、速やかに名簿を甲に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

世田谷区世田谷四丁目21番27号  
甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

世田谷区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号  
乙 〇〇〇〇町会  
会長

別表第1（第2条関係）

避難行動要支援者の居住区域 （乙の活動対象区域）	世田谷区□□ ○丁目全域 ○丁目○～○○番 ○丁目○～○○番 ○丁目○○番○号～○○号 □□ ○丁目全域
-----------------------------	--

別表第2（第3条関係）

助けあい活動の例

<p><b>【平常時】（※1）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者との顔合わせを行う。</li> <li>○ 避難行動要支援者宅を年2回程度訪問し、状況把握を行う。</li> <li>○ 避難行動要支援者マップを作成する。</li> <li>○ 避難訓練を実施する際に、避難行動要支援者へ声かけ等を行う。</li> <li>○ 避難行動要支援者ごとに支援協力員を定める。</li> <li>○ 避難行動要支援者ごとの避難支援プランを作成する。</li> </ul>
<p><b>【災害時】（※2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者の安否確認、けがの有無や身体の具合等の確認と必要な支援を確認する。</li> <li>○ 避難行動要支援者へ周囲の状況、避難先等を伝える。</li> <li>○ 避難行動要支援者が必要とする杖などの物品や服用中の薬など、必要なものを確認する。</li> <li>○ 行政機関や近隣住民等へ援助を求める。</li> </ul>

※1 平常時とは、災害時以外の場合をいう。

※2 災害時とは、次に掲げる場合をいう。

- ① 大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、区、国又は東京都から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。
- ② 震度6弱以上の地震が発生したとき又は区に災害対策本部が設置されたとき。
- ③ 上記①及び②以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害などにより、避難の必要性が認められるとき。

※ 災害対策基本法等の改正により「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に変更

※ 同様の協定を下記の町会・自治会と締結している。締結相手方・締結日は下記のとおり。

(令和2年4月1日現在)

	締結相手方	締結日		締結相手方	締結日
1	鎌田南睦会	平成19年3月19日	33	フレール西経堂自治会	平成21年7月16日
2	八幡山町会	平成19年3月19日	34	赤堤1丁目町会	平成21年8月5日
3	北沢4丁目町会	平成19年3月19日	35	大原北町会	平成21年8月5日
4	奥沢交和会	平成19年3月28日	36	根津山会	平成21年8月5日
5	尾山台3丁目町会	平成19年3月28日	37	上馬北部町会	平成21年10月20日
6	北沢2丁目協和会	平成19年4月2日	38	野沢2丁目町会	平成21年11月10日
7	下馬2丁目北町会	平成19年6月8日	39	代田自治会	平成21年12月2日
8	桜丘1丁目町会	平成19年6月25日	40	宮坂3丁目町会	平成21年12月16日
9	下馬5丁目町会	平成19年8月15日	41	等々力6丁目町会	平成22年1月26日
10	千駄山町会	平成19年9月21日	42	太子堂本町会	平成22年5月13日
11	公社・祖師谷住宅自治会	平成19年10月24日	43	宇奈根町会	平成22年8月12日
12	世田谷2丁目町会	平成19年11月21日	44	太子堂下ノ谷町会	平成22年9月1日
13	桜上水5丁目自治会	平成20年3月26日	45	上北沢町会	平成22年12月21日
14	下代田西町会	平成20年3月26日	46	尾山台自治会	平成23年1月13日
15	上馬・駒沢明和会	平成20年5月13日	47	親和会	平成23年3月25日
16	大蔵住宅自治会	平成20年6月19日	48	梅丘1丁目町会	平成23年3月30日
17	野沢3丁目町会	平成20年9月8日	49	太子堂4丁目西山町会	平成23年9月2日
18	宮坂1・2丁目町会	平成20年12月10日	50	若林町会	平成23年10月19日
19	等々力三和会	平成20年12月19日	51	深友会	平成23年10月24日
20	上祖師谷自治会	平成21年3月16日	52	下代田東町会	平成23年11月25日
21	祖師谷橋自治会	平成21年3月16日	53	豪徳寺1丁目町会	平成23年12月6日
22	成城団地自治会	平成21年3月19日	54	祖師谷住宅自治会	平成23年12月13日
23	北沢5丁目町会	平成21年3月26日	55	玉川町会	平成23年12月20日
24	豪徳寺1丁目山下自治会	平成21年3月26日	56	梅丘2・3丁目町会	平成24年1月13日
25	松原2丁目町会	平成21年3月26日	57	喜多見中部町会	平成24年1月30日
26	上野毛町会	平成21年6月1日	58	太子堂2丁目大塚町会	平成24年2月1日
27	協和会	平成21年6月1日	59	太子堂三軒茶屋町会	平成24年2月3日
28	桜新町親和会	平成21年6月1日	60	豪徳寺2丁目町会	平成24年3月30日
29	玉川田園調布会	平成21年6月1日	61	代沢中町会	平成24年5月31日
30	玉堤町会	平成21年6月1日	62	希望ヶ丘団地自治会	平成24年6月5日
31	祖師谷3丁目南町会	平成21年7月15日	63	代沢2丁目北町会	平成24年6月25日
32	藤自治会	平成21年7月16日	64	池尻団地自治会	平成24年8月1日

	締結相手方	締結日		締結相手方	締結日
65	祖師谷第2自治会	平成24年8月3日	84	北沢3・4丁目西町会	平成27年10月21日
66	祖師谷千歳台自治会	平成24年10月1日	85	北沢1丁目町会	平成28年2月8日
67	上馬東町会	平成24年11月25日	86	松原3・4丁目自治会	平成28年3月16日
68	世田谷東町会	平成24年12月18日	87	代田南町会	平成28年9月9日
69	千歳台睦町会	平成25年2月28日	88	あやめ会	平成28年11月7日
70	代沢5丁目町会	平成25年2月28日	89	パークビュー芦花公園自治会	平成28年11月7日
71	代沢5丁目東町会	平成25年3月28日	90	児ヶ谷会	平成28年12月27日
72	代沢4丁目西町会	平成25年3月28日	91	烏山松葉通住宅自治会	平成29年1月30日
73	三軒茶屋町会	平成25年10月23日	92	喜多見北部町会	平成29年3月1日
74	船橋4丁目住宅自治会	平成26年1月16日	93	烏山北住宅自治会	平成29年3月9日
75	上北沢1丁目自治会	平成26年3月12日	94	池尻西町会	平成29年7月19日
76	都営八幡山アパート自治会	平成26年3月12日	95	千歳台南会	平成29年7月13日
77	馬事公苑前ハイム管理組合	平成26年9月6日	96	北沢中央自治会	平成30年5月23日
78	松原1丁目町会	平成26年12月25日	97	給田西住宅管理組合	平成30年11月5日
79	松原5・6丁目自治会	平成26年12月25日	98	桜上水1丁目町会	平成30年11月13日
80	祖師谷第5自治会	平成27年1月29日	99	下馬6丁目町会	平成31年2月4日
81	石井戸会	平成27年6月4日	100	都営桜上水3丁目アパート自治会	令和元年9月25日
82	桜上水2丁目町会	平成27年9月4日	101	下馬新生自治会	令和2年2月18日
83	北沢2丁目南町会	平成27年10月21日	102	野沢一丁目明朗会	令和2年2月18日